

---

令和5年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和5年9月4日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和5年9月4日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 権藤 英樹君  | 2番 高木亜希子君  |
| 3番 高松 幸茂君  | 4番 樋口 隆三君  |
| 5番 組坂 公明君  | 6番 佐藤 裕宣君  |
| 7番 竹永 茂美君  | 8番 岩淵 和明君  |
| 9番 熊懐 和明君  | 10番 中野 義信君 |
| 11番 佐藤 湛陽君 | 12番 伊藤 善康君 |
| 13番 野鶴 修君  | 14番 江藤 芳光君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

|            |            |
|------------|------------|
| 局 長 浦 聖子君  | 記録係長 宮崎 恵君 |
| 記録係 上村 貴志君 |            |

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |        |                |        |
|------------|--------|----------------|--------|
| 市長 .....   | 高木 典雄君 | 副市長 .....      | 重松 邦英君 |
| 教育長 .....  | 樋口 則之君 | 市長公室長 .....    | 中野昭一郎君 |
| 総務課長 ..... | 吉松 浩君  | 監査委員事務局長 ..... | 柳原由美子君 |

|                   |        |          |        |
|-------------------|--------|----------|--------|
| 会計管理者             | 佐藤史津子君 | 市民協働推進課長 | 江藤 良隆君 |
| 税務課長              | 大石 恵二君 |          |        |
| 市民生活課長兼人権・同和对策室長  |        |          | 石井 良忠君 |
| 保健課長              | 末次ヒトミ君 | 福祉事務所長   | 佐藤 重信君 |
| 建設課長              | 石井 太君  | 都市計画準備課長 | 石井 孝幸君 |
| 水環境課長             | 瀧内 宏治君 |          |        |
| うきはブランド推進課長       |        |          | 手島 直樹君 |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長  |        |          | 高山 靖生君 |
| 浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長 |        |          | 木下 英樹君 |
| 学校教育課長            | 井上 理恵君 | 生涯学習課長   | 山崎 穰君  |
| 自動車学校長            | 松竹 信彦君 |          |        |

---

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可したいと思います。8番、岩淵和明議員の発言を許可します。

8番、岩淵和明議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて、皆さんおはようございます。8番、岩淵和明と申します。

前回に続いて1番目ということで、ちょっと緊張しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、6月末から大雨と、特に7月9日、10日にかけて豪雨に遭われた、被害に遭われた市民の皆さんに、この場を借りて改めてお見舞い申し上げたいと思います。

また、今回の災害に対し、市長はじめ職員の皆さんが避難対応や被災の調査、認定等、状況確認に奔走されたということに対して、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございます。

1日も早い復旧・復興ということに向け、国・県・うきは市とともに、引き続き市民の皆さん方の支援をお願い申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の質問について、うきは市が地方自治体として行政を執行されるに当たって、施策の中をどうやって考えるかということについて、少し私なりの意見もありました。特に、新型コ

ロナのパンデミック以降というか、継続しているわけですが、その社会のありようについていろいろ考えなければならないなというふうに思っておりました。その要因については、御承知のとおり、2021年の秋以降、小麦相場がぐっと上がって、穀物・資源を中心にした上昇が始まって、ロシアのウクライナ侵略戦争以降、急激な高騰が続いたと。

日本の物価上昇は40年ぶりというふうなことで報道されております。うきは市も、6月の議会で物価高騰対策として国の臨時交付金を使って財源に総額1億9,955万円の対策を実施しております。まさに、それが8月に具体的に実施されたというふうになっております。しかし、昨年を上回る品目の価格引上げは継続しているのが実態でありまして、さらに円安の影響も含めて物価高騰が続くものと思われまます。

そこで、市民の皆さんの物価上昇による現状の窮状を考慮した独自の支援策について検討を求めたいというものであります。ただ、具体的な、こういうことをしてくれということの内容ではなくて、その焦点の当て方についてきちんと議論したいということの私の思いがありまして、ここに3点ほど申し述べております。

まず、具体的に質問になりますけれども、まず1点目は、総所得、合計所得と書いてありますけれども、額を基準とした物価高騰に窮する市民への支援策の具体化をお願いしたい。

1つ目は、支援対象を非課税から総所得320万円程度まで、そこに焦点を当てて図るよう求めたいと思っておりますけれども、考え方について所見を伺いたいと思います。

それから2点目が、子育て世帯・多子世帯等に焦点を当て、さらに高騰する食料品への支出、いわゆる子供を育てる世帯、食事に事欠くという状況を生ませないということなわけですが、そういうことで負担の緩和に向けた生活支援の充実を図るよう求めたいと思っております。

それから3点目、一方で年金等の収入、今年も半分しか上がらなかったと、0.6%の年金の上昇分はありますけれども、そういった形での収入に、年金等で生活をする高齢者、社会保障費等の負担が重いことから軽減を図る支援、この視点を3点併せて検討いただけるように、そしてそれを具体化できるような方向をぜひお願いしたいと考えますけれども、市長の所見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、市民生活支援の強化について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、支援対象を非課税世帯から総所得額320万円程度の世帯へ拡充をしたらどうかという御質問でありました。

物価高騰は、あらゆる年代層の市民生活に影響が出ており、増加する生活費の負担に対し支援

が求められております。新型コロナウイルスの感染拡大やロシア・ウクライナ情勢の長期化、そして急激な円安などによって様々なものやサービスの価格が高騰し、日常生活への多大な影響が続いております。

うきは市では、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、令和4年度には特に家計への影響が大きい低所得世帯として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円の現金を給付しております。また、うきは市の独自支援策として、「住民税の均等割のみの課税世帯」に対しても、同様に1世帯当たり5万円の現金を支給しております。令和5年度におきましても、特に家計への影響が大きい低所得世帯として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円の現金を支給しているところであります。

議員御指摘の支援対象を総所得額320万円程度の世帯に拡充することにつきましては、なぜ320万円なのかという市民の皆様からの疑念の声も考えられますし、財政的な負担の問題からも困難ではないかと考えております。なお、物価高騰対策としましては、非課税世帯の方のみならず、広く市民の皆様を対象として、「下水道使用料減免事業」や「し尿汲み取り世帯等支援金」等の事業も行っているところであります。

2点目の子育て世帯・多子世帯等に焦点を当てた生活支援の充実についての御質問であります。高騰する食料品支出の負担緩和に関しましては、先ほど申しあげましたように様々な要因が物価高騰に影響しており、これまで国・県の支援事業等にて支援を行っております。

令和4年度では、食料等の物価高騰等に直面している子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金事業として、「独り親の低所得者の世帯」や「低所得の子育て世帯」に対し、児童1人当たり5万円の給付を行っております。さらに、うきは市の独自支援策として、「大学生等を養育する世帯」に対し、学生1人当たり5万円の給付や「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、児童1人当たり2万の給付を行っております。また、令和5年度では、食料等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける「独り親の低所得の世帯」や「低所得の子育て世帯」に対し、児童1人当たり5万円の給付を行っています。

さらに、うきは市の独自支援策として、「大学生等のいる世帯」に対し、学生1人当たり5万円の給付を、「住民税均等割のみの世帯」に対し、児童1人当たり5万円の給付を行っているところでございます。

子育て世帯・多子世帯への支援の支援につきましては、今申しあげました事業以外にも、物価高騰による給付費に係る上昇分の負担を軽減するため、「小・中学校給食支援金」や「保育所や幼稚園の給食補助金」、出産や育児に係る経済的負担軽減のための「出産・子育て応援事業」、住宅取得等に対する支援として、「子育て世帯等マイホーム取得支援事業」に取り組んでいるところであります。

議員御指摘のとおり、子育て世帯や多子世帯等への生活支援につきましては、これまでも幅広く実施をしてきたところであり、今後も可能な限り支援を行っていきたいと考えております。

3点目の年金等の収入で生活をする高齢者の生活保障費等の負担軽減を図る支援についての御質問であります。社会保障費等の負担軽減に関しましては、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料において、法令等に定められた所得基準を下回る場合の軽減措置が設けられております。国民健康保険は、県が財政運営の責任主体となり、市と共同で制度を運営しております。保険税の軽減につきましては、世帯の所得が一定基準以下の場合に、応益分保険税の均等割額及び平等割額について、7割、5割、2割を軽減しております。また、令和4年4月からは、未就学児に係る均等割額を5割軽減しているところであります。

後期高齢者医療保険は、県内の全ての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、制度の運営を行っております。保険料の軽減につきましては、世帯の所得が一定基準以下の場合に、均等割額について7割、5割、2割が軽減されております。

介護保険は、県内の33市町村が加入する広域連合が主体となり、市町村と共同で制度を運営しております。介護保険料につきましては、65歳以上の方の介護保険料は、国の標準は9段階であります。本市の保険者であります福岡県介護保険広域連合では、所得段階を25段階に設定しております。また、サービス利用料につきましても、利用者負担額が高額になった場合や所得の低い方が施設を利用される場合など、負担限度額の設定を行い、できる限り高齢者の皆様の負担の軽減を図る支援を行っているところでございます。

国民健康保険や後期高齢者医療保険等において軽減された保険料の財源につきましては、全て国・県・市が公費で負担をしております。各保険制度の財政運営を安定的に継続していくには、国・県の財源が伴わない軽減措置の拡充等による支援は困難であると考えております。

また、高齢者を含めた低所得世帯を対象とした負担軽減につきましては、先ほども述べましたように、令和4年度、令和5年度において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計負担軽減のため、住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付金の給付を実施しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今、御回答いただきましたけども、今まで実施している給付を中心としたやり方。そもそも、そこにも若干、私自身では、これをずっと続けるということも難しいだろうし、今後、必要があるかどうかという問題点もあるわけですが、そういったところには若干疑問を持っているところです。

もう少し制度として、一番最後に言いましたけども、社会保障費の負担、後で国民負担率の話を見せていただきますけども、国民負担率が今一番高い状況になっているということであると、

やっぱりそこに対する支援というか、軽減というか、ある一定の所得に対する軽減措置というのは、なかなか十分ではないというふうに認識してるので、そういう意味では、そこへの手だてなんかも今後考えなければならぬなと思ってる。いわゆる給付じゃなくて、いわゆる税を徴収するに当たって、どう平等性を担保していくかといったところに焦点を当てるとというのが私の言いたいところでありませう。

それで、今、回答の中身は、今までやってるし、それから軽減措置も図ってる。それから、まず何よりも320万円に対する疑念があると、市民の疑念があるのではないかというお答えですが、そういう意味では320万円が適切かどうかという問題は後で言うとしても、ただ、今、対象として実施されている中身というのは、子育ての部分はちょっと一旦置いて、非課税、要するに住民税を基準とした課税、非課税のところに対象を当てているわけですけども。

実は、課税されて、確かに非常にたくさんの収入はないけれども税金は取られてるよといったところが、ざっくりばらんに言うと、結構、食費をしんどい思いをして、もちろん均等割課税とか非課税の世帯も、多分いろんな意味では節約を相当されていると思うんですけども。税を払う、ちょうどぎりぎりのラインのところも、非常に苦しいだろうなというふうに、自分も毎日の生活をしていてつくづく思うんですね。

そこで、まず物価の上昇に対する認識の問題をちょっとお尋ねしたいと思います。

さっき言いましたように、そもそも自治体が独自に支援策をする。さっき、市長の答弁の中では、国や県の支援がない状態の中で実施するのは非常に困難だと。じゃあ、地方自治体って何の役割やろうなというふうにつくづく思うんですね。地方自治法の第2条には「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」というふうになっているわけです。その視点から、今の市民のその窮状について市長はどういうふうに思っていますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、大きくガソリンの急騰というか、大きな物価高に、先ほどから答弁させていただいてますように、市民の皆さんも相当御苦労されているという認識を持っております。そういう中で現在の物価高は、特に低所得者層に、より大きな打撃となっているのではないかと、こういう認識は持っております。各種統計でも、所得の低い世帯のほうが物価上昇率が高い傾向が見受けられる。そういうことは十二分に認識をさせていただいている中で、これまでも、先ほどから答弁させていただいてますように、令和4年度、令和5年度におきましても、国・県のみならず、市としても独自施策ということで様々な対応をさせていただいたところでありませう。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 私のところへ、ある方から電話があつて、生活保護をされている方で、引っ越したほうがいいかなというふうに相談を受けたことあります。それから、制度とし

て1級地から3級地まであるわけですけれども、それを撤廃してくれと、何とかならんかというふうなことを言われたことが、つい最近あります。

しかし、生活保護全体の制度設計そのものは、今、国の中で審議会されて、10月からの改定に向けた作業をされている中身だと思いますけども。根本的には、そういった問題をはらんでいる。一方では、最低賃金の問題で言えば、全国一律と言いながら、なかなか実現できていない。しかし、平均的には1,000円を超えると。しかし福岡は941円になります。実を言うと、時間給の格差が広がっているんですね、逆に。縮まるという方向じゃなくて、格差が拡大するという状況なんですね。

しかし一方では、値上げの根底は電気や、今、エネルギーを中心に公共性のあるもので、なかなか自らが解決できない。そういう構造なんですね。しかもそこに拍車をかけたのが円安なんです。これも市民の一人一人が努力してできるものではないんです。そういうことを是正していくというのが政治の世界だ。今、国で、岸田首相が、ガソリンとかガス・エネルギー関係のところは継続しようというふうにはしておりますけども、そういう問題だけではないということだと思うんですね。

そういう意味で、さっき市長に聞きましたけど、状況は厳しいものがあるという認識は持っておられるけど、じゃあ具体的にうきは市としてこの問題、物価上昇というこの問題を市民一人一人にそのまま責任転嫁する。責任転嫁という言葉はおかしいかもしれませんが、個人の問題ですよというふうに一般論で片づけていいのだろうか。確かに生活保護や非課税世帯のところには、この間ずっとしていますし、独り親、子供を持つ家庭に対しても給付をされています。けど私としては、さっき言った給付じゃなくて、制度として税のところ、税額のところでの減免。あるいは高齢者もそうです。年金暮らしで78万円です、年間、国民年金でもらえる額が。それを、その人たちを対象にしてもおかしくはないと私は思っているんです。

そういう意味で320万円の話、元に戻りますけど、課税所得320万円といったら、多分収入で言うと500万円程度前後ぐらいだろうと思うんですね。年金で控除額110万円ぐらいありますし、一般の家庭で言うと70万円前後。いろいろ家族構成によって控除額が変わってきますので、何とも言えませんけども。そういった意味で言うと、普通に暮らせるレベルがこのレベルだと私は思っているんですね。ただ、これが絶対条件だというふうに認識しているわけじゃないですよ。1つのめどとして考えている。

就学援助の基準額を調べようと思ったら、ちょっと十分に把握できなかった。これが収入で言うと230万円か40万円。ちょっと、従来までは225万円と言ったから、そこが10万円ぐらい繰り上がってるから235万円ぐらいだろうと思うんですね、収入で言うと。準要保護世帯というのがそういう世帯になるわけですけれども、そういったところも1つの焦点の当て方でも

ある、二百四、五十万円程度ぐらい。そういった当て方もあることはあるかもしれませんが。だから絶対320万円でなければならない。その理由は何でだと言われたら疑念を持たれるというのは、住民の福祉の増進、いわゆる幸福感ですよ。ここに暮らしていてよかったなど言える状態をつくるためには、そのレベルだろうというふうに私は思っているだけであって、そこにこだわっているということではない。いずれにしても、非課税だけじゃなくて、課税されている世帯を対象にターゲットしていくということが大事だろうというふうに私は思っているところです。

それから、市長の認識の中で、この物価上昇というか、これがいろんなデータありますけども、落ち着くと見られていますか、それとも、いや、結構長期にわたるのではないか。認識はどうですか。物価上昇の、私たちにとって非常に身近でせっぱ詰まってる、急迫性がある問題だと捉えていますか。捉えておりませんか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私も経済の専門家ではないんですが、いろんな新聞・テレビの情報によりますと、長期的な視点でいきますと、国際的な物価上昇が落ち着いてきているということ、そして我が国においては賃金の上昇が見られるということを見ると、物価もずっとこのままの状態物価上昇になるとは想定をしていないということであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 皆さんのお手元に資料をお配りしておりまして、1ページ目のところに、これは総務省が発表している物価指数を公表したデータです。それを2021年7月、一番左側から、一番右は福岡市の2023年7月の公表されている分だけ抜き書きしたものであります。

総合指数というのは、いろいろあって、生鮮食品を除く、エネルギーを除くというところで、総合指数が新聞等で公表されている中身で、7月は右から2番目のFのところと並んで3.3%。東京都の先行指数であるものが先日発表されてましたけども、大体3.1ぐらい。まだこれから8月は少し落ち着くというふうに言われております。

その下のところに、7月のところに丸印をちょっとしてあったのは、これが食料品の中の生鮮食品を除く食料品、これが9.2%なんですね。ということは、全体の物価指数は105.7、指数がですね。前年比で3.3%ですけども、生鮮食品を除く食料品については113.4という指数で、9.2%というのが前年比の伸び高です。これは6月とほぼ変わっていない。

その下の囲みのところで、中分類指数というのがあります。これが今言った数値なわけです。その中で、一番左側に、2列目のところで二重丸をしたものがありますけども、この辺のところ食料品の指数を押し上げている中身であります。物価指数は重大品目ですから、物やサービスなんかもここには指数として入ってくるので、全体としては物価指数前年比3.3%というふう



に言われるんですけど、そこだけ言われるんですけど、食料品は実は9.2%。さらに、9月に値上がりするものがありまして、全体で2,067品目。今年1月からの累計で3万1,036品目が値上げされているというのが、これは同じものが二度上がることも含めてですけれども、類を見ない値上げになっている。

さっき言ったように、子供たちの食事とか、あるいはいろいろな施設での副食関係のところだとかという、大きな影響を与えるんだなと思ってはおります。そういう意味で言うと、全体の指数だけの問題じゃなくて、具体的にこの中身を見ていくということが極めて大事だなというふうに思っています。

そういう意味で、私はまだ物価が落ち着くというふうには全く思っていないし、一般のところについてはピークアウトしていない、そういったことも論調として出されております。これは、8月に野村総合研究所の分析によると、来年、再来年に向けて落ち着いてくるだろうということだろうと思えますけども。ただ、この物価上昇率の状況を見ると、逆に物価が上がらないということは賃金の抑制にもつながる。いわゆるデフレ傾向が強い、そういった状況にもなってきそうな感じだ、そういうふうなことも兆しとしては見えるのかなというふうに思っています。

そういう意味では、今の国民の生活、非常に給与の問題で言えば、それに追いついていない。実質賃金、可処分所得で見てもいいですし、いろんなデータありますけれども、可処分所得はマイナス十何か月だったかな、連続している——15か月か18か月ぐらいだと思うんですけども。

そういう意味では、今年の春闘の賃上げも3%台ということ、前半ですかね、ぐらいになっていると。うきは市の賃金はどれだけ上がったのかというのがちょっとよく分かってないので何とも言えないんですけども、やはり厳しいものがあるのかなと思っています。

そこで、市長に改めてお尋ねをしたいと思います。

私は、この間の施策について別に反対してはしませんし、逆に、むしろ賛成して予算を通させていただいております。その焦点の当て方の中で、1つやっぱり気になるのは高齢者なんです。高齢者に対する施策というのが、今、福祉施設、施設に対していろいろやっているという実態はありますね。それはそれで承知しています。それぞれの経営が非常に困難であるということも含めてですけれども。ただ、高齢者が直接年金で暮らしている方々の状態、これについては支援の対象とお考えかどうか、根本的にどういうふうにお考えか、高齢者の生活の現状について。どういうふうに、今、現状、物価高の中でどういう認識を持たれていますか、高齢者の生活の実態について。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、いろんな御指摘いただいたんですけども。まず、大きな

問題としては、賃金の上昇、それに延長して年金の引上げというのが大きな課題だろうと、こう思います。最低賃金が、福岡県で900円から940円に上がりましたがけれども、まだまだ高止まりする物価高に賃金上昇が追いついていない、経済の成長の足かせになっているのではないかというのは、議員と認識を一緒にするものであります。

そういう中で、賃金、そして年金というふうには好循環で上がっていけば、議員おっしゃるように65歳以上の高齢者の方の生活についても、やはり少しゆとりが見えてくるのではないかとこの認識を持っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そこでね、資料の2ページを御覧いただければありがたいと思いますけども。65歳以上の介護保険料、さっき、一番最初の市長の答弁では、先ほど言いましたように、国や県でつくって広域連合で決めていることなので口の出しようがないというふうな物言いだったと理解しています。

ただ、減免制度というのは、前、私、1回お願いをしたことありますけど、軽く蹴られましたけれど。実は、改めて見てみると、今、現状、介護保険料の年額という、真ん中のところに金額が書いていますけども、さっき答弁でもされたように、国は9段階ですけれども、うきは市は25段階に分けている。非常に細かい金額になっている。それぞれの合計所得の基準のところから計算していったって、負担率というのを単純に計算させてもらって、一番大きいのは第5段階の80万円を超える方、120万円未満だと思いますけども、それが、負担率が8.19%。介護保険だけでですよ。その人数も2,137人。これは第1号被保険者ですので、65歳以上です。だから、介護保険料を払うのは40歳から支払っておりますので、そのうちの一部ではある。全部で9,999人ということになります。で、320万円というラインで言うと5.05ですね。それを、第8段階が320万円未満ということになるわけですけども、第9段階になると3%台にちょっと差が出てくるんですね。820万円以上だと2%の負担。

何が言いたいかといったら、要は収入との関係で言えば、逆進性があるということを言いたい。それだけ、要は税の中でも累進性を基本としながらも、こういう逆進性のある、消費税もそうですけれども、逆進性のある税のかけ方が実際はされているんですね。ここにやっぱり注目をした、焦点を当てていく。さっき言いましたように、税の減免、あるいは一定等減額をさせる。介護保険料の状況によっては、減免される場合もありますけど、ほぼほぼ減免されるケースは少ないですね。国民健康保険税とはちょっと違う。そういう意味合いもあります。

そういう意味では、それから、後期高齢者医療制度においては、昨年の10月から2割の窓口負担ということが新たに新設されております。令和7年度まで暫定措置がされているようでありましてけれども、確実に社会保障費の負担が増えてきているというのが言われています。さっき、

冒頭でも言いましたけども、国民負担率が48%。来年の見通しは46.5%というふうに言われていますけど、定かではないので確実なことは、2022年度で48%でした。今年度、少し下がるかもしれないと言いながらも、実際にはそういった社会保障費の負担は増えてきている、こういったことが実態だろうと思います。

市長にお尋ねします。

そういったことは、庁舎内で議論されたことありますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、議員から介護保険料の御指摘がありましたので、そこのお話から入らせていただきたいと思いますが、御承知のとおり、今、来年度の介護保険制度の見直しに向けて、厚生労働省でこの秋から本格的な議論が始まると、こういうふうに承知をしております。

そういう中で、高所得の高齢者の保険料引上げと、そして介護サービスの利用者の負担拡大が大きなテーマであると、こういうふうに認識をしておりますし、基本的に厚生労働省としては応能負担を一段と進めたいと。そして併せて、低所得の高齢者の保険料を引き下げたいと、そういう考えを持っているというのは様々な新聞情報等で承知をしているところであります。

そしてまた諸外国と比較した場合、国際的に見ると、低所得者にとって、いわゆる税と比較して社会保険料負担率が高いと、日本においては高いと、こういうところは認識をさせていただいている中で業務に当たっているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 庁内で議論されたことはありますかということにお答えいただけませんでしたけれど。

ただ、いずれにしても、そういった議論をぜひ庁舎内でも議論いただいて、支援の在り方、別に支援を、今さっき言ったように、急迫性があるかどうかという問題も含めてあるんですけども。ぜひ、今の市民の生活の窮状を考慮に入れた計画的な物価高騰対策、こういったことをぜひ検討をお願いしたいと思います。市長いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、9月末に期限を迎えるガソリン価格の補助制度、これを一部見直した上で、そのガソリン価格の激変緩和措置を延長して、9月から補助を拡充するという、そういう動きが政府のほうにあります。そしてガソリンだけではなくて、ガス、電気、いわゆるエネルギー全般、さらには物価高で家計の負担感が増しているということで、一段、二段の経済対策をつくるのではないかと、こういう動きがあります。そういうところをしっかりと情報をつかみながら、先ほどから答弁させていただいてますように、いろんな対策を打っていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ぜひ、市の幹部の皆さん方においても、市民の皆さんの日常の暮らしぶりに目を配っていただいて、必要な対策を——低減できるように、ぜひ御尽力いただきたいと思っております。これを重ねてお願い申し上げて、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、中小企業振興策についてであります。

地方自治体が、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組むことを明確にするためにも、中小企業振興条例の策定が必要と考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、中小企業振興策について、中小企業振興条例の策定が必要だと考えるがという御質問をいただきました。本市が持続的な発展を遂げるためには、地域の雇用や経済を支える中小企業及び小規模事業者の発展が重要であり、必要不可欠なものであると考えております。

「中小企業基本法」や「小規模企業振興基本法」では、中小企業や小規模事業者に関する施策を総合的に推進するため、国や地方公共団体の果たすべき責務が示されていることから、国や県などとの適切な役割分担を踏まえつつ、地域の特性に応じた施策の推進を図っているところでございます。

うきは市におきましては、平成27年度の機構改革によりまして、それまでの「農林・商工観光課農商工観光連携係」を「農業振興」と「商工振興」、そして「観光振興」の3つに分け、中小企業や小規模事業者の皆様に対する様々な振興策を専門に取り組む「うきはブランド推進課商工振興係」を設置いたしました。この新設しました商工振興係におきまして、うきは市商工会と密に連携し、特に国から認定を受けました「うきは市創業支援計画」に基づき、特定創業支援事業における創業スタートアップセミナーや、うきは市商工会が主催する創業塾のほか、コロナ禍での市内事業者への支援施策の強化など、「第2次うきは市総合計画後期基本計画」に掲げる商工業の持続可能な経済成長の促進に向けた様々な取組を実施してまいりました。

議員御質問の「中小企業振興条例」を策定するまでもなく、うきはブランド推進課商工振興係とうきは市商工会とのこれまでの取組により、平成27年度から令和4年度までに、国の持続化補助金や事業再構築補助金などを活用した市内商工事業者の数は120件を超え、総額約5億円の外部資金を獲得するなど、小規模事業者を含む市内商工事業者の事業の振興を図ってきているところでございます。

このように、うきは市では中小企業の振興に関して力を入れている状況でありますので、条例の策定につきましては、周辺自治体の動向や条例制定による中小企業への効果などを勘案しながら

ら、今後、研究してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今の答弁の中で、ちょっとよく分からなかったのは、私は中小企業振興策イコール商工会だというふうな認識はないです。それは、商工会は商工法に基づいてつくられている組織ですね。でも、行政は、経産省の中で地域の経済発展のためには商工振興を図って、それは経産省を中心にしながら、地域の振興策については地元がつくと。それは責務だというふうになっているはずで、法律上、立てつけは。それを商工会1本にまとめていること自体に私は違和感があります。商工会に入っている人が全ての人ではないです、ということをもまず前提に置いておいていただきたいということです。いろんな振興策をするに当たって、商工会を中心に、それは中心にするのは当然必要だと思う、組織そのものですので。

今回の私の提案している中小企業振興策について言えば、いわゆる補助金や融資のための施策ではない。そういった根拠をつくるための条例ではないということだけは、はっきりしておきます。

今現在、全国では、これはちょっと古いデータですけど、令和元年のデータで、中小企業、中小企業同志会かな、何か会があって、そのデータで言うと、439市区町村で条例が制定されて、ホームページに載ってますね、福岡県も中小企業振興策ということで、振興条例ということで載っています。

市長は、ほかの他市の、今回、私の一般質問の中で、ほかの市の条例を見ましたか、お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、議員御指摘のように、経済同友会ですね、同友会、失礼しました。同友会の発表によりますと、直近のデータでは、我が国の全国の市町村、東京の23区も含めて1,741あるんですが、そのうち669、率にして38.4%が条例を制定していると、こういうことは承知をしておりますし。条例の中を見ますと、基本条例の理念タイプと、そしてもう一つは補助金の話されましたが、やはり助成、そういう補助金、助成条例も大半を占めているということは十二分に承知しながら、福岡県内の条例制定している市町村も見ながら答弁をさせていただいたところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今、市長の答弁のとおり、条例の中にはタイプがいろいろあってということだと思うんですね。ただ、今、なぜ私がこの提案をしたかということ、うきは市の町を活性化するためには、横断的な組織をやっばり集めなければならない。

私は、今回、中小企業振興策ということで、振興条例ということで言いましたけれども、私が

昨年から総務産業常任委員会に所属するようになって気づいたのは、条例が少ないですね、非常に少ない。特に、政策をつくる。例えば福祉計画だとか、高齢者介護のための計画、健康づくりの計画とかって、厚生文教のところはいっぱいありますね。総務産業のところは、国の条例で、例えば農業で言えば、農業の基本、うきは市が何をしようとしているのかということ。商業もそうです、中小企業もそうです、何をしようとしているのかという政策の柱がないんです。

で、一番、私が気になったのは、昨年、初めて総務産業常任委員会で、商工会と懇談会をしたときに商品券の話があったんです。市長にあのとき申し上げたと思いますけども、何かそこが決定機関みたい、要請されたことに対して決まったみたいな、そんな言われ方をしたと思うんです。そこは違いますでしょうという話をしました。あれは、あくまで懇談会ですので、意見交換会、意見交換する場だというふうに認識。もしそうでなければ、私は参加する意味はないと思っています。

そういう意味で、団体から要請を受けて、それを検討するのは当然だけれども、そのときに行政は不偏不党でなければならない。さっき、一番最初に言いましたように、商工会だけが窓口ではないはずなんです。そういったことをやっぱりきちんと視野に入れて施策を図る。そういったためにも、この中小企業振興条例、これは横断的な施策づくりが必要になってくる。条例は、さっき言った理念法だとか政策提案型の中身になるのかもしれませんが、実際やろうとすれば協議会を1つ立ち上げなきゃいけない。

ある自治体——鞍手町になりますけども、鞍手町がつくった構想は、そういったもの、審議会をつくって答申を諮るんですね。そして答申の上に立って、その地域の振興策を協議会として立ち上げている。それは、ずっと協議会はずっと続くんですね。そういう中小企業だけではなくて、銀行だとか大企業も含めて入っていいんです。入って、その町をどうしていこう、どういう振興策があるかということ協議する場が大事なんです。

さっき言いましたように、商工だけじゃなくて農業も本来はあるべきだと思うんです。そういう横断的なことをつくるのが町の活性化、自分たちの町をどういう形につくっていくのか。言葉悪いかもしれませんが、国の予算がつかなくても、きちんと行政がその責務を負う、そういう役割がこの条例の制定に必要なことなんです。そういう目的のものであります。

確かに具体的に考えれば、じゃあその人や、それを実際するに当たって補助金がどうなのか。今の条例の中でできるものと新しくつくらなきゃならない条例も出てくるかもしれません。そこはいろいろ検討だと思う。でも、主役はそこにいる内需拡大のためですので、今、うきは市は経済循環率、内需の部分で言うと60、下がってますよね。2016年から2022年の表が出ておりましたけれども。ああ、上がってるか。ごめんなさい、失礼しました。65.1%ですか、22年度で。ということがあります。

そういった意味では、本来、市長が望む数値とはまだまだかけ離れているだろうと思う。経済的な内部の、その地域の循環率を高めていくということが施策の中心課題です。そのことをぜひ学んでいただきたい。

そういう意味では、再度申し上げますけれども、検討されませんか。具体的な、人も必要になってきますけれども、検討いただけませんか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 冒頭、答弁で申しましたように、本市が持続的な発展を遂げるためには、地域の雇用とか経済を支える中小企業及び小規模事業者の発展が何より重要だと、こういう認識をしております。そういう中で、議員も御案内かもしれませんが、今回、7月10日の記録的な大雨で、商工事業者の方にも大変な被害が及んだわけですが、初めて福岡県、来週から議会が本格的に始まるというふうに承知しているんですが、今まで商工事業者の災害復旧というのは、その低利融資のみしかなかったんですが、今回、コロナ禍あるいは物価高等を配慮して、初めて商工事業者への復旧費として補助制度を今から議会に提案するというような話も承知をしております。

それからもう一つは、先ほども触れましたが、やはり経済の循環率、あえて議員が御指摘されていますので。この循環率を上げるためには、この物価高騰が続く中、コスト上昇分を価格にどう転嫁をして、そして賃上げにつなげていくことが何よりも重要であります。これは商工業だけの問題じゃなくて、農業も大きな課題でありまして、農産物、食品の価格形成をめぐるいろんな国の、今、検討会が開かれているというふうに承知をしています。そういうことをしっかりアンテナを張りながら、地域経済の好循環に向けて、我々もしっかり対応させていただきたいと思えますし、議員御提案の条例制定については、先ほども触れましたように、近隣の先進地に、その条例制定の効果などをしっかり研究させていただいて対応させていただきたいと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 最後になりますけれども、今年からゼロゼロ融資分が返済になっています。福岡県の企業倒産数も上昇傾向にあります。そういう意味では、地域の発展に寄与してきた事業体が、個人だけではなくて、その地域の経済と連携した取組、こういったことをやっぱりつなげていくことが必要ではないかということをお願い申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前10時02分休憩

---

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、7番、竹永茂美議員の発言を許可いたします。7番、竹永茂美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 7番、竹永です。

まず冒頭、先ほど岩淵議員も言われましたが、7月10日前後の豪雨災害に対し、被災された市民の皆様方にお見舞い申し上げます。また、早朝から日夜問わず、災害防止・軽減に当たっていただいた市職員、そして危険な豪雨・冠水の中、通行止めや警備、土のう配布に当たっていただいた消防団、それから床上浸水・床下浸水への対応に当たっていただいた社会福祉協議会、あるいは市外のボランティアの皆様方に感謝の意を伝えたいと思います。本当に暑い中、何日間もありがとうございました。1日も早い復興・復旧を市とともに市議会も取り組んでいきたいと考えております。

さて、8月は平和を考える月でもありました。私は8月6日、星野村で開催されました平和式典に参加してまいりました。これは、その要項ですが、この中で星野小学校代表の高木さんは、「過去の過ちである戦争について正しく知ろうと思います。長崎での学びも、私たちに戦争と平和について深く考えられる機会になると思います。原爆について考えたことを友達や家族に話していきます」と、平和の誓いを述べられました。

続いて、星野中学校生徒代表の鶴田さんは、「最近、私を感じた、核兵器が自分に近いものにして不安な気持ちになります。その気持ちに負けず、戦争を絶対にしてはいけない。二度と核兵器が使用される世の中になってはいけない」と平和の誓いを述べられ、星野中学校全校生徒による「この灯を永遠に」を歌われました。改めて原爆の恐ろしさや命の大切さ、平和を祈る願いに込めていかなければならないと考えました。

さて、先ほど冒頭言いましたように、7月7日からの豪雨、なかんずく7月10日を中心にした豪雨について一般質問に入りたいと思います。

その前に、1つだけ市長に確認というか、お尋ねしたいんですが、8月3日の西日本新聞に、災害対応「全責任を負う覚悟で」と、市町村向けの指導動画が内閣府から公表されましたが、高木市長もこの新聞なり動画を見られたという認識でよろしいでしょうか——はい、うなずいていただきましたので、見たという前提でお話をしていきたいと思っております。

この中段に、実は5つの心構えということで、ここには3つしか書いてありませんでした。1番は、一刻も早く駆けつける。2番、状況を把握する。3番、住民に呼びかける。あと4番が何かと思ったら、目標、重要な対策を決める等々のことがありました。



それでは、通告書に基づいて質問したいと思います。

令和5年7月10日豪雨によるうきは市の行政区ごとの個別被害状況（床上、床下、児童・生徒）と公共施設の被害状況（教育施設、道路、河川）について伺います。

また、災害発生時からの対応として、（時間別防災無線やホームページの内容、市の支援策、外国人を含む市民への周知など）について伺います。さらに、今回の対応の成果と課題、今後の方針についてお伺いいたします。

2点目は、春の交通安全週間に対する市管理職の取組をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心のまちづくりについて、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の令和5年7月10日の豪雨によるうきは市の個別被害状況と公共施設被害状況及び災害発生からの対応について並びに今回の対応の成果と課題、今後の方針について御質問をいただきました。

福岡県内では、7月10日未明から7時間にわたり線状降水帯が連続して発生し、記録的な大雨となりました。うきは市におきましても、うきは市総合福祉センターに設置をしている雨量計で、1時間最大雨量で105ミリ、24時間雨量で502ミリの雨を記録しております。7時30分には、大雨特別警報の発表を受けて、「避難レベル5、緊急安全確保」を発令しております。

議員御質問の被害状況であります。住宅の床上浸水に伴う半壊が50棟で、地区別の内訳は、山春地区2棟、御幸地区2棟、千年地区6棟、吉井地区36棟、江南地区4棟となっております。そのほかの床上浸水は42棟で、山春地区1棟、御幸地区2棟、千年地区7棟、吉井地区25棟、江南地区7棟となっております。床下浸水は500棟以上に上り、吉井町域の吉井地区が最も多い状況となっております。

児童・生徒の被害状況としましては、床上浸水の被災世帯のうち、児童・生徒がいる世帯は10世帯で、児童8名、生徒4名の合計12名でありました。そのうち文房具や通学用品の損失があった児童・生徒5名に、学用品等の給付を行ったところであります。

公共施設被害状況につきましては、学校教育施設で1施設2か所、社会教育施設で6施設7か所。道路では、市道120路線で250か所、河川では20河川95か所の被害を確認しております。

次に、災害発生からの対応についてであります。市民への避難等の情報周知を防災行政無線等で行っております。大雨に関する事前の注意喚起放送、避難所開設の放送を行い、7月10日の大雨の際には「警戒レベル5、緊急安全確保」等の避難情報を防災行政無線やホームページ、

LINE等でお知らせをしております。

また、市の支援策につきましても、防災行政無線やホームページ、LINE等で適宜お知らせをしております。なお、外国人への周知に関しましては、ホームページにおいて4か国の翻訳機能で対応しているところであります。

今回の災害の課題としましては、初動対応、災害の情報共有、発災後の住民への周知など、様々な点においてあらかじめ準備できるものは準備をしておくことの必要性を強く感じた次第であります。今回の災害を教訓に、日頃からの訓練等を行い、防災・減災に努めてまいりたいと思います。

2点目の春の交通安全週間に対する市管理職の取組についての御質問であります。春の交通安全県民運動は、5月11日から20日までの10日間で実施をいたしました。市としては、チラシやポスターを各行政区に配布し、交通安全を呼びかけるとともに、運動期間の初日には市内2か所で早朝の街頭キャンペーンを行いました。さらに活動期間中においては、各関係機関が登校時間帯に通学路で街頭指導を行っていただきました。

市の管理職の取組については、市民協働推進課が運動期間初日の早朝街頭キャンペーンに参加をしております。他の管理職につきましては、特に市の管理職の立場での活動は求めておりませんが、それぞれの地域の中の様々な立場において交通安全活動に取り組んでいる職員も多いため、このように認識をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、少し内容に入りたいと思っております。

1つは、被災した児童・生徒に対する文具類等の支給を早急にしていただいたということで、子供たちの学ぶ場の権利が守れたのではないかというふうに思っております。

実は、今回の災害に関しまして、吉井校区が多かったのではないかということで、災害発生5日ぐらいから吉井小校区を中心に見て回りました。その結果が、ちょっと大変しわくちゃんになって申し訳ないんですけども、このような地図になりました。赤いところは床上浸水です、黄色が床下浸水です。緑の矢印みたいなのが、直接お話を聞いたり、あるいはお隣さんということと話を聞きました。

そうしますと、床上浸水が、我が家のすぐ西側のところ、それから旧ナフコの裏辺り。それから、西鉄バス営業所から入った辺り等々、改めてお話を聞きますと、地域的には低い場所にある。あるいは、最初に住宅を造って、その後ずっと周りに住宅ができてきたので結果的に低くなった。あるいは、国道沿いではあったんですけど、先ほど言いました、最初に造って周りがどんどん宅地化、住宅化する中で高くなって結果的に低くなったということで、大変な被害が出たということが分かりました。

それで、先ほど述べられましたように、俗に言う床上浸水が吉井校区61件ですか、あったということで、多分その何十倍の床下もあったんだろうとは思いますが。なかなかできません。床下の確認が難しかったので、この点についてはぜひ区長を通じての、今、調査が行われていると思いますし、また市の職員も動いているということですので、今後そういう実数の確認はしていただけるという確認でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。

床下なんですけれども、区長のほうに御依頼はさせていただいております。その回答は、もう少しでそろいますので、区長の御依頼はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 実は、その床上浸水につきましては、市のほうも調べられたり、あるいはもう大変な被害ということで、例えば畳が使えない、家具が使えない、あるいはもう住めないということで対応が一定されたんですけれども。先ほど言いました地図の中、本当に1週間以上たって回ったときに、大変困っているけど、なかなかどうしていいか分からない。若い娘がおられた家庭は、ホームページあるいはスマホでうきは市の対応が分かって、空いていた市営住宅に無事入ることができた。自分は、ちょっと体が不自由なので1階がいいですと言ったら、浮羽町のほうにできたということで感謝されておりました。

ところが、ほかのどこに行きますと、「ペットがいて、私、動けないんですよ」という、床上浸水の方もおられたんですが、そのペットを伴う避難所、あるいはそういう市営住宅、県営住宅、場合によっては民間のみなし住宅へのあっせんというのは、市のほうでも取り組んでいただいたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 私のほうから、避難所のペットについてでございます。

避難所のペット同行につきましては、市役所のほうで対応をさせていただいております。ただ、市役所の中にペットを同伴という形ではなくて、外のほうにペットをつないでもらってと聞いていますか、そういった形で対応はさせていただいております。

市営住宅につきまして。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

今回の被災に伴いまして、現在、市営住宅に10世帯の方が臨時的に御入居されております。今、議員御指摘のように、翌日、7月11日には、そういった関係のお尋ねもあってございます。窓口としては、ペットの飼育は市営住宅では認めておりませんので、せめてそういった犬あるいは猫を別の場所で一時的に預かったりできませんかというふうなやり取りはした経過はございますけれども、結果的にその方については別の場所で対応されているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） その後、ホームページに、A3、1ページの市の支援策一覧表がありました。この件については、7月20日に市当局との——全員協議会じゃなかったんですけども、そこで私も回っている中で、その支援策一覧表を配布すべきと言ったんですけども、8月1日の回覧板では支援策一覧表が回ってきませんでした。この点については、なぜ支援策一覧表が回覧板で回らなかったのか、あるいは支援策一覧表はどのようになったのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 支援策なんですけれども、7月末に区長宛てには支援策を配らせていただきまして、区の中で御周知をというお願いはさせていただいたんですけども、議員おっしゃるとおり、区長文書のほうでは、そういう回覧は出しておりません。今、思えば、そういうこともできたのかなと思っておりますけれども、こういうことは反省点といたしまして今後ちょっと生かせたらなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 実は、そのうきは市と併せまして久留米市のほうも大変被害が出たということで、久留米市の議員と、先ほど言いました長崎への平和式典参加等々の折に聞きましたら、このような防災ガイドマップというのを作られています。これは5枚ですので、簡単にありまして。最初のほうのこういう避難の段階は、うきは市のほうもいろいろ配布されておりますが、もう被災した人への主な支援策というのは、A4、1枚になっております。復旧支援、税の免除・猶予、そして最後が応援ということでボランティアということで、上のほうが主に市役

所対応、一番下が社協対応ということになっておりました。やはりこういうことを、今、課長言われましたけども、今後生かしていただきたい。そして久留米市は、これを全戸配ってあった上で、被災地というところには各戸に配られたということです。

それで、そういうふうに各戸に配っていただくということを、今、課長は答弁されましたけど、再確認で、各戸に配っていただくということはできますか。市長のほうにお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 今年度、ハザードマップの更新を予定しております。そちらのハザードマップについては全戸配布を予定しております。そのハザードマップの中に、そういった支援も入れることが可能かどうか、ちょっとまだ検討中ですけど、そういったことで対応ができたなら今のとこ考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今回、私が、先ほど地図で見せましたように、約200件ぐらいの方と当たったときに思ったのは、市役所につなぐ、あるいは社協につなぐということができれば、市役所でいろんな話ができて、実はこうですよ、ああですよ、あるいは近所がという話になりますし、社協のほうもそうだと思います。

特に、社協の活動につきましては、市長のほうに依頼されて、先日の社協だよりに書いてありましたように、活動があったということで、お伺いした家庭に行きますと、もう社協の方が大変助かりましたということは何回も言われましたので、社協を訪問するたびに担当の方にお礼を言ってきたところです。

さて、お手元に資料を配っておりますので、A面を見ていただきたいと思います。これは、スマホのホームページから当日の分を上げた分です。7月10日の一番上が、4時4分に避難レベル4、そして6時14分にレベル3、そして6時54分に大雨に関するお知らせ、そして7時32分に警戒レベル5、そして10時1分に警戒レベル、同じく5、そして10時36分に警戒レベル、また5が出て、最後が16時に大雨特別警報の解除に伴う避難レベル4、避難指示についてということでしたけれども。本当、申し訳ありませんが、我が家も床下浸水してばたばたしてたんで防災無線を聞くことができなかつたんですけど、この朝の6時45分、お昼の12時、そして夕方の19時45分で、これ以外の部分も何か発信されたのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いいたします。

当日、7月の10日につきましては、定例的に私どものほうで事前に入力しているものについては、そのまま放送した部分もございます。交通安全のことですとか、イベントのことですとかを放送しておりました。10日の夜につきましては、災害が発生しているという状況に鑑みまして、例えば住民健診の中止でありますとか、そういったことの、例えばあとは公共施設の営業に関することですとか、そういったことを放送している状況でございました。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 実は、先ほど言いましたように、全然、私自身、動けずに、外に小屋を造って電気を引っ張っていた関係かもしれませんが、9時半ぐらいに電気が使えなくなりました。昼の2時ぐらいまで動けなかったもので、なかなかその情報が入りませんでした。

それで1つ確認というわけではないんですけど、お尋ねしたいのが、真ん中のこの一番大きいところに、2段目に、「また、藤波ダムの非常用洪水吐から越水が開始となる可能性があり、巨瀬川の水位がさらに増加する可能性があります」ということで、我が家の2階から見えていたら、もう巨瀬川が波を打ってごうごうと流れて、家の北側も南側も水が流れてきたわけです。慌てて読んでいたからかもしれませんが、藤波ダムから緊急放流されるんだと、私自身は勘違いをしたんですけれども、その後、午後出てきましたら、いや、藤波ダムからは流れ込んだ分だけ放流したということでしたが、そのような確認でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長から答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

総務産業常任委員会のほうで、先日、閉会中の審査の中でお尋ねがありまして、今度、委員会のほうで資料と併せて御報告させていただこうと思っておりましたけれども。今回の無線は、まず緊急放流、非常用洪水吐から越水のおそれがあるという情報が、7月10日の10時13分に出ております。藤波ダムは洪水調整ダムですので、基本的には入った水の6割をカットして4割を放流すると。必然的に6割分だけたまっていく計算になります。調整をする扉はございません。ただし、一定の6割がたまり始めたら、今度は、先ほど放送で流れました緊急放流、非常用洪水吐からの越水という結果になります。

今回は、その高さまでに至りませんでしたので、その非常用洪水吐からの越流ということにはなってございません。ただし、ダム全体の報道関係が、どうしても緊急放流という言葉を一

的に使っていますので、そういった誤解を招く表現になっておりますけれども、この藤波ダムにつきましては緊急放流、非常用洪水吐からの越流ということが正しい表現になるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 実は、ホームページ等々見ておりましたら、NHKの福岡ニュース、午前11時10分頃、緊急放流ということがあったので、やはり放流されたんじゃないかなという心配をしておりました。今、課長の答弁で分かったんですが、洪水吐からの越水、越流はあったという理解でよろしいんですか。越流もなかったということでもいいんですかね。（発言する者あり）はい、分かりました。

であれば、このNHK等に対する何か取組をぜひしていただかないと、やっぱり緊急放流しますと言ったら、ゲートがあって、ざっと流すような感じになると思いますので、それはお願いできないでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま建設課長が説明しましたように、正しくは行政用語として、うきは市には2つのダムがあるんですが、合所ダムであれば緊急放流という用語を使います。藤波ダムは穴あきダムですから常時放流しているわけですね。そういう特殊性から、行政用語としては「非常用洪水吐からの越流」と言うのが正しい、緊急放流に匹敵する行政用語であります。NHKがそういう放送をしたということであれば、また機会があるときにしっかりお話をしておきたいと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 続いて、ごみ置き場の点についてお尋ねいたします。

近所の中国人の方から、今回の床下浸水だろうと思いますけども、冷蔵庫やテレビや食器類等が汚れてしまったが、どうしたらいいんですかということだったんです。それで、15日から藤波ダム公園に、そして30日までということで、その後、8月2日から北九州市、福岡市、2日と3日から出されたということですが、この案内はもう少し丁寧にできなかったかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 災害ごみの仮設置場の御指摘だろうと思います。このことにつきましては、市民生活課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課の石井でございます。よろしくお願いたします。

災害廃棄物の仮置場につきましては、7月12日から開設をしておるところでございますけれども、最初の3日間は中島畑のほうのうきは市の危険物置場で受入れを行いましたし、7月15日から7月30日まで、藤波ダム公園グラウンドのほうで受入れを行っております。8月31日からは、中島畑のうきは市の危険物置場のほうは一定廃棄物を処理しましたので、今現在そちらのほうで個別に受けさせていただいておる状況でございます。

お知らせにつきましては、うきは市のLINEで、最初のほうにつきまして周知をさせていただいておりますし、その後、併せまして防災行政無線の放送を行っております。また、市役所のほうの窓口のほうには、カラー刷りのチラシ、位置図等々含めまして準備しております、おいでになった方につきましては御案内をさせていただいております。

廃棄物仮置場の場所等含めまして、いろんなたくさんの情報が必要になりますので。例えば、ごみの分別を、できるだけ分別をしていただきたいとか、土砂はできるだけ可能な限り落としていただきたいとか、今回の災害廃棄物に限りますとか、そういったいろんな情報をお伝えしなければなりませんので、ホームページとか防災行政無線、そして窓口のチラシ等でお知らせをしておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 実は、私も消毒液をまくというのを知りませんで、それを聞いて行ったんですけれども。防災無線を毎回聞いてなかったの、ぜひ毎回してくださいということで、お昼の防災無線でしていただいて、私も1本もらいに行きました。そういう意味では、もう少し丁寧な支援策をお願いしたかったなというふうに思っております。

その後、先ほど言いました久留米市の市議と日曜日にまた学習会がありまして、久留米市の秋永議員のほうがいろいろ発表されました。その中で幾つか、これはうきは市も取り入れたらいいんじゃないかなというのがありましたので、お知らせし、検討をお願いしたいと思います。

久留米市議会の議員は、いわゆるタブレットをお持ちですので、それで被害状況の確認をし、市議会のほうの議会災害対策本部等で集められ、それをまとめた上で議長が市の災害対策本部に届けられているそうです。チャットボットという機能がありまして、市職員や議員など限られた範囲で使われており、その情報を集めて、その分を市民へ発信してあるということでした。そういうチャットボットの活用とか、お考えかどうかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 初動対応時には、あらゆる情報を素早く入手することが重要であります。そういう点では、ぜひ、今回もそうありますが、うきは市議会の議員の皆さんにもしっかりした情報を届けていただければ、我々もしっかり市民のほうにその情報の共有化を図っていきたい



と、このように考えております。

その手法につきましては、総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今、議員御発言ございましたチャットボットにつきましては、情報を共有する上でのインターネット上のツールの1つだと認識しております。チャットボットにつきましても、SNSにつきましても、似たような働きを持っていると思いますけれども、今後、こういった形で生かせるかどうか、それから久留米市がこういった運用をされているかどうかも含めて確認したいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ぜひお願いしたいと思います。

それから次が、先ほど被災状況のこういうチラシの件を言ったんですけども。実は社協のほうに行きましたら、弁護士会のほうから、今回の災害についての案内のチラシもありました。それから、商工会向けにつきましては、回覧板で——だったかな。それから、農業委員会のほうも回ってきましたので、そういう意味では民間団体との連携ということも考えられると思うんですが、災害復旧・復興について民間団体との連携は何か考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知かと思いますが、こういう災害が起きた場合の対応としては、大きく4つのステージがあります。まずは、その日というか、初動対応、そして応急対応、そして復旧・復興と、この4ステージを経て被災前の平穏な生活に戻していくということで、今、取組を諮っているところであります。

そういう面では、一番重要なのがやっぱり応急対応ではないかなと、このように思います。今回、振り返りますと、かなり私どもとしてはスムーズに対応できたんじゃないかと、このように思っているところであります。

まずは、ボランティアセンターをいち早く立ち上げることが急務でありました。しっかり社協とも連携をして、早く立ち上げることができました。

そして2つ目に、ボランティアセンターが立ち上がりますと、災害ごみの仮設置場が急務となります。並行してやらなくちゃいけない話です。そちらについても、しっかり対応ができました。

そしてその次は、やっぱり被災された、特に床上浸水への皆さんには罹災証明を早く切らないと、その後の被災された方の生活に影響があるということで、いち早く罹災証明の体制を取ることができました。それから、被災された方に救援物資を届けるということで、日本赤十字社のほうに救援物資のお願いをし、それをいち早く被災された方に届けることができました。そして床

上浸水に当たられた中で、やはり独り暮らしの御高齢者のお住まいもかなりありましたので、保健課が中心となりまして、保健師、福岡県からも要請を受けて、いち早く保健師の訪問事業も行うなど、様々な応急対応ができたのではないかなど、このように思っております。

今後は、復旧については、ほとんど恒常というか、我々行政がやらなくてはいけないと、このように思っております。また、復興については、市民の皆さんも含めて、また、うきは市が被災前の明るい町に戻るように市民共々とやっていかななくてはいけないと、このように認識をしております。

そんな中で、弁護士会とか、ほかの団体からもいろんな広域連携を結ばさせていただいておりますので、また復興についてお願いすることがあれば御相談していきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 実は、市長に最後をお願いしたかったのは、今の決意といいますか、状況をぜひ市民へ発信してほしかったんですよ。例えば、防災無線、例えば7月10日の日も、あるいは11日も構いませんけど。それは、今後、検討していただけますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 情報共有というのは、大きな初動対応において大切な要素であります。先ほどから触れているとおりでありますので、その共有の在り方については、様々、我々も防災無線とかLINEとか、様々な形でやらせていただいているつもりなんですけど、もう少しそこは研究したいと、このように思います。

それから、こういう災害が発生した場合は、公的機関による救助活動、いわゆる公助にはやっぱり限界があります。自分自身や家族による「自助」、あるいは友人や御近所などの地域の方々による「共助」、いわゆる「互助」での救助活動、助け合いが大変重要になりますので、そのためには常日頃から地域の関係づくりというのが大切になるのではないかと思います。

災害の発災後、直後から民生委員・児童委員で合同研修会、ケアマネジャーも含めた合同研修会を浮羽地区と吉井地区と分けて、浮羽地区が7月19日、そして吉井地区が7月20日に行っていただきました。本当にありがたい話なんですけど、皆さんから寄せられた言葉として、有事の際に次に向けて話し合うことが非常に大事であると。民生委員・児童委員、ケアマネジャーのみならず、区長や地域で関わるの方々を含めて、一緒に今後について考えていくことが必要という、本当に力強いお話をいただきました。今、うきは市としては、10月から11月になるかと思うんですけど、第1層協議の場を実施したいと、このように考えております。こういう大きな災害を経験して、次に生かすという意味で、しっかり共助・互助についても、しっかりした対応を図っていききたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が知らない、いろんな取組がなされて、市民の安全・安心に取り組まれているということは本日質問して分かったのですが、繰り返しになりますけれども、市長のほうで記者会見を開かれたり、あるいは現地視察に行かれたと思いますけれども、それをやはり防災無線等でやっていただかないと。例えば、今日、一般質問しなければ、市長の取組がなかなか見えなかったんじゃないかなと思いますので、ぜひこれからは、特に今回みたいな大災害が起きたときに、市長が安心・安全に取り組んでいるんだということを言えば市民も安心すると思いますので、ぜひ市長のほうから呼びかけをしていただきたいと思います。その再確認をお願いできますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しですが、情報共有の在り方については、いろいろまた研究してまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、その点については終わります。

2点目の春の交通安全週間についてですが、本当、1年生がきらきらした瞳を輝かせながら、上級生に引かれて1学期が始まっています。2学期も始まりました。登校指導しておりますと、両手にいっぱい夏休みの宿題を抱えながら帰っています。

ここで言いたかったのは、市民協働推進課が初日に早朝キャンペーンに参加した。それはもうそれでいいと思うんですけども、この期間であれば、指導員はほぼ毎日立ってあります。そういうときに、それぞれの課長が、地元でも構いませんし、市役所の前でも構いませんけど、取り組んでいって、市全体で取り組んでいるんだ、1つの課だけではないんだということを発信していただきたいと思いますが、その点、またこれからいろんな交通安全週間がありますが、全管理職で取り組むことはできるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 最初の市長の答弁にもございましたように、各管理職、地域それぞれの立場で取り組んである方も多いと思いますので、まずは地域のほうでそれぞれの立場でやっていただきたいことをまず思っております。その上で、各管理職、市として取り組むのかについては、ちょっと今後いろいろ聞きながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ぜひ、市全体で取り組んでいるという姿が見えるようにお願いしたいと思います。

時間がかかり経過しました。2番目が、法律や条例、規則が守られるまちづくりということで、今年の6月、7月の市職員と教職員の小・中別超勤の実態、また超勤の実態について5人の教育委員会や校長会、総括健康管理委員会での縮減策論議についてお尋ねいたします。

2点目が、第2次うきは市特定事業主行動計画に基づく、超過勤務の多い教職員のワーク・ライフ・バランスについてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく2つの御質問をいただきました。

まず、1点目のうち、市職員に関しましては私から答弁し、1点目の教職員に関してと2点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

令和5年6月と7月のうきは市職員の超過勤務の実態についての御質問であります。職員の時間外勤務の状況でございますが、令和5年6月におきましては、1か月当たり45時間以上の職員は1人、80時間以上と100時間以上の職員はいませんでした。また、令和5年7月におきましては、1か月当たり45時間以上の職員は15人、80時間以上は1人、100時間以上の職員はいませんでした。令和4年度と比較しますと、45時間以上が4名の増加となっております。勤務日数につきましては、45時間を超えた職員について20日から26日と、こういう状況であります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の令和5年6月、7月の教職員の小・中学校別超過勤務の実態と本年度の超過勤務について、教育委員会や校長会、総括健康管理委員会での縮減策論議についての御質問にお答えをいたします。

市内小・中学校における教職員の超過勤務の実態につきましては、令和5年6月の45時間以上の人数は、小学校134名中63名、中学校60名中36名。80時間以上の人数は、小学校2名、中学校10名。100時間以上は、小・中学校ともありません。次に、7月の45時間以上の人数は、小学校134名中13名、中学校60名中20名。80時間以上の人数は、小学校はおりません。中学校は3名。100時間以上は、小・中学校ともいません。

超過勤務者の勤務日数につきましては、6月の45時間以上では、小学校が17日から27日、中学校が17日から29日。80時間以上では、小学校が21日から22日、中学校が19日から28日でした。次に、7月の45時間以上では、小学校、13日から23日、中学校、14日から24日。80時間以上では、小学校、該当なし、中学校、19日から24日でした。

前年同月と比較いたしますと、小学校の令和4年6月の45時間以上の超過勤務者は82名、令和5年6月は65名で、今年度は17名減少しております。7月の前年同月との比較では、今年度は1名減少しております。中学校の前年同月との比較では、6月、7月とも45時間以上は5名、80時間以上が3名増加したものの、今年度の100時間超はいなくなり、3名減少しております。

また、超過勤務の実態についての縮減策論議についてですが、教育委員会におきましては、議会の一般質問に関する資料を配付し、超過勤務の状況等についても御理解をいただいております。その上で教育委員会が学校訪問の際に、各学校における働き方改革の取組について報告を受け、協議を行っております。また、校長会では、6月の定例校長会において、効果のある超過勤務縮減策について、各学校から報告し協議を行いました。総括健康管理委員会は、10月頃、開催を予定しており、ストレスチェックの結果や超過勤務の実態を情報共有しながら、縮減策等の協議を行うこととしております。

2点目の超過勤務の多い教職員のワーク・ライフ・バランスについての御質問ですが、教職員においては、具体的には自分の定時退校日や計画的な年次休暇の設定、学校閉庁日の設定、校務支援システムの活用、学校の電話設定を原則午後6時までとするなど実施をしているところです。それに加えて、特に超過勤務の多い教職員に対しましては、管理職が業務執行状況を把握し、状況に応じた帰宅を促す声掛けを行うなどしながら、ワーク・ライフ・バランスの促進を心がけております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、時間がかかり過ぎておりますので、簡潔にお尋ねいたします。

お配りしました資料の裏面に、まずうきは市立小中学校管理規則がありまして、第29条の3に「校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教職員の業務量を管理しなければならない」となっておりますが、6月で小学校134名中63名、中学校60名中36名、そして80時間が小学校2名、中学校10名いますが、これはこの2校、校長は教職員の業務量を管理していると教育長はお考えですか。または、教育委員会は、4に書いてありますように、教職員の業務量が適切に行われるように管理しているとお考えですか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほど超過勤務の実態を申し上げましたけれども、若干は減少傾向にあるものの、まだまだ超過勤務の教職員が多いのも実態でございます。しかし、校長会や学校訪問、あらゆる機会を通じまして、校長には超過勤務を減らす努力、業務改善、もともとその業務

を改善しなければ超過勤務そのものは減らないわけですが、こういう業務の精選、効率化、平準化、そういったところも指導しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私の質問は、校長は業務量を管理していますか、教育委員会は教職員の業務量が適切に行われるように管理していますかという簡単な質問ですから、イエスかノーかで答えていただいて結構です。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 十分管理していると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） じゃあ、この管理規則は何のためにあるんですか。1か月間45時間とかあって、それが守られていないということは管理していないということじゃないんですか。45時間超えて、管理してますということの根拠を明らかにしてください。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 実態としましては、45時間を超えている教職員がいるのは事実でございます。それに向けて、先ほども少し申し上げましたけれども、業務を精選するなどのことを校長に指導しながら、この目標値に近づくように努力をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私は、その第7章は業務量の管理ということで、（教育職員の業務量の適切な管理等）と書いてありますから、その45時間を超えるということは適切な管理が行われているんですかということをお尋ねしています。再度答弁をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 45時間を超えている実態はありますものの、管理はしているものと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 例えば、これをですね、45時間を例えば道路を通るときの時速45キロにしようとして、実は80キロで行ったんだといったときに、いや、それは管理してますとか言えないでしょう。45時間を決められたのは教育委員会ですから、それを守れてないということは管理ができていないということじゃないでしょうか。もちろん理由は、先ほど言われた、いろんなこともありますし、取り組んであることは分かりますが、教育長は本当に管理されているという認識ですか。再度お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほどから繰り返しにはなりますけれども、管理をしているものの

45時間を超える教員がまだいるというのが実態でございます。引き続き管理をしながら、45時間以上の超過勤務の教職員をなくす努力をしてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） そのことを信じて、次の12月には、9月、10月、11月の超勤が市役所並みに45時間以上が1人、80時間、100時間がない、ゼロ人ということになるように期待をしておりますし、取組をお願いします。

もう一点が、先日、情報公開でそれぞれの方の7月分と6月分の毎日の勤務実態、超勤実態調査を集めました。そうするとまたですね、休憩時間が全部45分全員取れているんですが、これは適切な管理と教育長はお考えですか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 適切に管理をしていると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 市役所でしたら、当番制でお昼休み1人、2人おられます。ところが学校は、給食の延長、子供の事故、あるいは児童相談、あるいは場合によってはいろんな話合いがなされていますから、毎日45分間休憩時間が取れるわけじゃないですか。教育長も、実際、現場におられたから分かるじゃないですか。それを45分全部取れたと書いてることは、これは適切な管理ですかということをお尋ねしています。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 実際的に議員がおっしゃいますように、45分全て休憩時間として与えられたかと言えば、子供の対応に当たった時間もあつたかもしれませんが、できる限り45分を管理職が管理をしていたということは、そのとおりでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 大変失礼な言い方ですけど、文科省が調査した結果も出ています。昼休みは、平均的に小・中学校の先生は10分しか取れていません。であれば、絶対これ45分で全部の職員が取れたような結果表を出されるということは、これは虚偽答弁、虚偽の資料じゃないですか。教育長、いかがでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほども申しましたけれども、休憩時間中に子供の対応をしている時間もあるかもしれませんが、教職員の代わりとして学校支援員も配置をしておりますので、学校支援員がカバーしているところもございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） その休憩時間については問題があるからということで、その下に

書いてます②、文科省が今年の2月3日、教育委員会における学校の働き方改革のための通知という形で、1番に勤務時間等の徹底ということで、休憩時間についてはきちんと把握しなさいという文章を出してあります。教育長、今年の2月3日のこの通知は御覧になりましたか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 見させていただきました。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 手書きでも結構ですので、昼休みについてはきちんとつかんでいただきたいと思うし、持ち帰る時間についてもきちんとつかんでいただきたいと思います。いろんな方が、支援員がいるからといって、学校に行ったときに、昼休みに先生たちが1人もいない、運動場で遊んでいるときも1人もいないということはあり得ませんので、正しい実態調査を文科省や県教委の通知を見てしていただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、3番のプール開放につきましては、また12月にお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、毎回この、執行部はしっかりこれを、今の超過勤務の話に相反するようなことやっているんですから、バランスをぜひ考えてください。

○議員（7番 竹永 茂美君） はい。

○議長（江藤 芳光君） できるなら、2問で十分やったほうがいいと思います。

○議員（7番 竹永 茂美君） はい。

○議長（江藤 芳光君） 以上です。

これで、7番、竹永茂美議員の質問を終わります。

.....  
○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。11時30分より再開します。

午前11時16分休憩

.....  
午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、1番、権藤英樹議員の発言を許可します。1番、権藤英樹議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤英樹です。議長から許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、先ほど来、ほかの議員からもあっておりますが、このたびの7月8日から10日にかけての大雨による被害、本市でも大変な被害が発生をいたしました。その被害に遭われました市民の皆様に、まずはお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い皆さんの生活の復



旧・復興を心から祈念いたすところでございます。

併せまして、本市市長を中心といたしまして、関係各位の皆さん、特に被害箇所が今回は非常に数が多いございました。道路や農地等、建設課や農林振興課の皆さんを中心に、本市の職員の皆さん、昼夜を問わず活動をいただき、市民生活の復旧のために御尽力をいただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思っております。

本来、この9月議会では、ちょうど出水期の後、またこういう災害シーズンのちょうど後ぐらいになりますので、避難所等についての質問を実は用意していたのですが、今般の災害が国の激甚災害の指定を受けるというような形になりましたので、今後、担当部署の皆様におかれましては、国の審査等、大変な事務作業等の手続もあるやと思いますので、今回はその質問は差し控えさせていただいて、また日を改めまして本市の防災対策・減災対策でありますとか、避難所運営の在り方について御質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、その際にはどうぞ真摯な御議論をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告書に基づきまして、今回は大きく2点質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、うきは市立自動車学校の今後の活用についてお尋ねをいたします。

この質問につきましては、前回の6月議会で通告をいたしておりましたが、私の調整不足もございまして、この質問まで行き届かず、市長の答弁、見解をお伺いするところで終わってしまいましたので、今回はこの市長答弁等いただきながら、内容をいろいろと一般質問させていただきながら、今後の自動車学校の在り方について討論させていただきたいと思いましたので、改めてまた今回、内容として入れさせていただいているところでございます。

問う文章については一緒でございます。全国的に希少な公立自動車学校、全国に4校しかないというふうに聞いております。そういった公立自動車学校であるメリットを生かして、地域の若者の免許取得のみならず、この広い両筑地域、筑後川をまたいだこの両筑地域での広範な高齢者講習を受け入れることができる自動車学校として、今後しっかりと活用・整備をしていくべきではないかというふうに考えますが、市長の所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市立自動車学校の今後の活用について、公営の自動車学校として両筑地区広範での高齢者講習を実施できるよう整備・活用すべきではないかという御質問をいただきました。

6月議会と同じ答弁となりますが、改めて答弁をさせていただきたいと思います。

現在の「うきは市立自動車学校」の高齢者講習は、うきは市民の皆様はもちろんのこと、近隣の久留米市田主丸町、東峰村、朝倉市杷木、比良松、入地、大庭等の市外の方も受け入れて実施

をしております。高齢者講習は受講者数も大変多く、対応する指導員の人員も限りがあることから、うきは市民の方優先で受講をしていただいております。市外遠方の方につきましては、お住まいの近くでの自動車学校へ御案内をしているところでございます。

市外の方からは、「うきは市の自動車学校で高齢者講習を受講できないか」という声をいただきますが、これ以上、市外からの受講者を増やすと、うきは市の高齢者の皆様が受講しづらくなります。さらには、高齢者講習に割く時間帯を増やすと、一般教習全般のカリキュラムにも影響を及ぼすこと、加えて指導員の人員、人数や構内の駐車場スペースの問題等もあり、現時点において市外受講者の増員は大変厳しい状況にあると考えております。また現在、高齢者講習のピーク時期だとは思われ、今のタイミングで指導員の増員や施設の改修を見込むことは、今後の自動車学校の経営的な面から見ても慎重に判断していかなければならないと考えております。

このようなことから、「うきは市立自動車学校」につきましては、当面の間、うきは市民の方と、先ほど申し上げました現在の受入れ地区の方に限り高齢者講習を実施してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 市長から、今の現状について答弁をいただきました。いわゆる、空いている枠の現状、また近隣、いわゆる旧朝倉町、杷木町、東峰村等についての受入れの現状について御説明をいただいたところでございます。

今日、資料A4の1枚物でお配りをしております裏面になりますが、高齢者講習等の予約状況、令和5年7月31日現在ということで、これは福岡県警のホームページに掲載をされているものでございます。県内に、高齢者講習、運転技能検査の実施自動車学校が記載のとおりありまして、その中でも認知機能検査も実施しているところが右側の少し数が少ない部分ですが、にある状態でございます。

本市の自動車学校につきましては三角印がついておりますので、予約状況、これはおおむねなんですけど、30日、1か月以上ぐらい見てもらわないとというような予約待ちの目安が書かれているところでございます。ほかの星印とか丸印のところは比較的容易に予約が取りやすいというところから比べると、数が少ない三角印の自動車学校に該当すると。これだけうきは市の、今、自動車学校に対しての需要というのがあるということを見てとっていただける資料かと思えます。

本当に6月議会最後の3分間ほどで、私からもお話をさせていただいたんですが、自動車学校の先生方等の聞き取り等も行っている中で、本当に高木市長の思いも含めて、この地域、公共交通の不便地でありますので、お一人お一人が長く車に乗っていただく、そして生活の手段として使っていただくために、高齢者の方に1日でも長く安全に乗っていただけるような講習を目指している、そういった自動車学校づくりを目指しているというふうに聞いております。

私は、その点について大いに賛成な立場でございます。ですので、今回、幾つか御提案をさせていただくのは、本市の自動車学校、当然、通告書にもあるように、若者の免許取得も大切ではあるんですが、高齢者の皆さんがより安心して御利用いただける。そしてこの地域、残念ながら、甘木にありました甘木の自動車学校が筑紫野のほうに移転をするということで、本当に旧朝倉町、杷木町、東峰村辺りの方々は、大変な御不便をこの免許更新、高齢者講習等にかかっているということでございます。

うきは市立自動車学校は、うきは市でやっているものですので、他の市町村というところはどうかというような御意見もあるかもしれませんが、ここはやはり今後は人口も減っていきまじ、地域で物を見ていかなきゃいけない時代がやってまいります。そういうことも含めて活用の方法を少し考えていきたいということで質問に上げさせていただいた次第です。

少し調べてまいりましたが、現在の免許取得の状況でございます。若干、資料が古いんですが、令和2年になるんですが、令和2年度で警察庁の調べで、自動車免許を取得しようとする方です、ね、今、263万人、全国にいらっしゃるということで、少し遡って平成23年、10年ぐらいい前に遡る、10年以上前ですかね、に遡って考えると、平成23年が290万人ですので、おおむね30万人近くの方が、免許を取ろうとする方は減っています。これは当然、皆様御承知のとおり、少子化であるとか、あと車離れ、若者の車離れであるとか、そういったことが考えられると思います。

あと、もう一つが、自動車学校の数も全国的に減少しております。同じ令和2年と平成23年で比較しますと、平成23年には1,366校あった自動車学校が、令和2年現在で1,306校。要は60校、全国で減っているというデータもございます。

一方で、高齢者講習のほうなんですが、これを平成23年と令和2年で比較しますと、平成23年が202万人、高齢者の方が高齢者講習を受けられたのに対して、令和2年は325万人。実に120万人以上、この10年間で増えている計算になります。

また、認知機能検査も、平成23年は119万人の方が全国で受けられていたのが、令和2年度は188万人ですので、およそ70万人の方が増えている。全体的に減少傾向にある免許取得者と自動車学校の数に対して、高齢者講習、認知機能検査の件数は確実に右肩に上がっているという現状がございます。これは、もう担当部局の皆さんも、また市長も、当然御承知だというふうに思っておりますが、こういった社会的な情勢も含めて、今後やはり本市のうきは市立自動車学校としては新規に取られる免許取得の方も当然大事にしながらも、少しウエートを高齢者講習であるとか高齢者の皆さんが長く車に乗っていただけることにかじを切っていく、シフトしていくべきではないかと。それが、この地域で持続的に自動車学校を運営できる形になるのではないかとと思いますが、今のデータ等の数値に関して市長の所見を伺えればと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 実は、市長就任早々に、今、議員御提案の高齢者講習をもっと積極的に受けたらどうかということで議論したことがあります。まず、うきはに多くの皆さんが、例えば午前中に高齢者講習に来ていただいて、午後はフルーツ狩りとか、うきはの観光をしっかりとやっていくことで、今で言う観光人口、交流人口を増やしていこうということで、相当、自動車学校の職員と議論した経緯がございます。残念ながら、先ほど答弁させていただいているようなもろもろの条件があって断念したところであります。

それともう一つ重要なのは、議員は、オールジャパンで高齢者の分析をお話しされましたが、うきは市の65歳以上の高齢者の推移、もう御案内かと思いますが、令和元年度は初めてうきは市内、2万8,000人の中で1万人を超えまして、順次65歳以上が伸びてきてたんですけども、令和3年度は1万44人となっていたんですけど、今回、令和4年度、初めて逆に1万を切ってしまいました。で、9,981人となったんですけど、大きなターニングポイントじゃないかなと。令和5年度の分析を見ないと分からないんですけども、やっぱりかなり全国よりも25年早く高齢化が進んでいて、そういうのが数値に表れてきてる、今、大きな分岐点じゃないかなと。そういう長期的な視点で立つと、なかなかそこまで行けなかったということでもあります。

それからもう一つ、やっぱり大きな本当に提案で——しっかり受け止めたいと思っています。この自動車学校が設立されたのが今から64年前、当時の合併の浮羽町、昭和34年に開設をいたしました。その頃、全国的な自動車学校というのは、まだまだドライバーは少なかったから、やっぱり公共財というか、公設で開業していたんですけど、御案内のように昭和30年代後半から、日本経済が急成長というか、モータリゼーションの世界に入っていくって、ほとんどの自動車学校が民営化をしました。そういう面では、うきはは、ある面では取り残された、要するに取り残された組織だったんですけど、考えてみれば、議員御指摘のように少子高齢化、何よりも人口減少の社会において、自動車学校がだんだん少なくなっている背景として、やっぱり非常に経営が厳しいということでもあります。いずれ長い目で見れば、もう民間ではもたなくて、さらに公共財に戻るんじゃないかと、公共財としてのサービス提供になっていくんじゃないかなというふうに認識をしております。

そうしますと、周回遅れのうきは市がトップランナーになるんじゃないかと。今、全国では、うきは市のほかに北海道の中頓別町、そして群馬県中之条町、そしてお隣、大分県の国東市とうきはと、もう唯一4校だけです。これを生かした、やっぱりまちづくりにつなげるような自動車学校の経営は何かということで、うきは自動車学校の職員とは、そういうことでいつもいつも議論をしております。

高齢者講習だけじゃなくて、何か時代に合った公設ならではのサービス提供もあるだろうと思

っていますので、議員の御質問はしっかり前向きに受け止めまして、いろいろ今後の経営の在り方を含めて考えていきたいと、こう思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長から熱のある御答弁をいただきまして、議員になって1年半ぐらいですね、たくさん一般質問をさせていただいたんですが、本当に市長のこの件に対する熱量を強く今感じたところでございます。非常に内容としても、私も全く同じ趣旨でございますので、非常にうれしいなという思いで聞いておりました。市長がおっしゃられるように、本当に全国に4校しかない公立の自動車学校というのは、本当にこれから貴重な存在になっていくものだという認識をしています。

実は、この課題の最後に述べようと思っていたんですが、私自身も、地方の高齢者の免許取得であるとか、持続して免許を維持すること、安全運転ができる仕組みの全国モデルになってもらいたいというふうに思っているところです。それを最後に申し述べようと思っていたところで、今、市長が思いを述べていただきましたので、まさにそういう意味合いも込めてですね。先ほど、冒頭の市長の答弁で幾つかの課題があつて、そういう課題があるからなかなか高齢者講習の枠の拡大が難しいんだというところで、幾つか御提案をしながら、市長や学校長の見解をお伺いしたいと思うんですが。

市長が最初の答弁でおっしゃられていた中で幾つかあるのが、まず指導員に限りがあるということであつたり、それで遠方の方を今ちょっと御遠慮いただいているような。ただ、うきは自動車学校で受けたいというニーズはあるんだと。これは、恐らく先ほど来、申し上げている高齢者講習に優しい自動車学校であるという認知が広がっているからだと思います。これは本当に、自動車学校の先生方の日頃の活動が実を結んでいることだと思うんですが、そうやって人気もある。喜ばしいことですね。全国で60校も自動車学校が潰れていって、にっちもさっちもいなくなっている状況の中で、よそからでも来たいという人気があるというのは、非常に喜ばしいことだと思います。ただ、それに対応できてないということが2点目。

そして駐車場がないと。先生方と話をしている中で、教室については、やりくりすれば何とかできるかもしれないが、やはり遠方から来ていただくと駐車場が今全くないんですよという話を私も伺いました。

じゃあ、今3つある中で、まず1つ目の指導員に限りがあるという点で、これは御提案をして見解をお伺いしたいと思うんですが。いろいろ調べておりましたら、県警のOBを雇うことで、指導員として御活躍いただくということができるといふようなことを聞きました。そういう県警を御退職されて、今、そういう仕事ならやってもいいよという方がいらっしゃるようであれば、そういう方を広く募集をして。

ただ、市長がおっしゃられるように、今後もしかしたら高齢者の数が今ピークで、少し減少に転じたりする可能性も否定できません。ですので、いかがでしょうか、会計年度任用職員制度などを活用しながら、単年度で雇用契約をしていく。そして、その状況に併せて、その時々の高齢者の応募具合であるとか市の情勢等に勘案をしながら採用していくというような形で、こういった県警のOBを会計年度任用職員として採用して、少し枠に余裕を持たせたり拡大していくというような取組について所見を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいてますように、高齢者講習をこれ以上大きくするためには、指導員の数だけではなくて施設の改修という話をしました。これをしないと一般教習に影響があるということですから、指導員の数だけではなくて様々な複数的な対応が必要です。それを今後の動向を見据えたときに、果たしてそういうことを今やって長い目を見たときに、大きな採算になるのだろうかということがすごく重要じゃないかなと、こう思います。

それから、人材について県警OBのというようなお話もありましたが、ちょっと私が認識違いかもかもしれませんが、県警から自動車学校にもらい受けするケースは、民間は結構ありますが、これは指導員というよりも、むしろ管理職というか、そちらでお迎えしているケースですから、いきなり受講生の皆さんに指導するということまで行けるかどうかというのが、ちょっと私もよく分かんないところがありますので、また議員の提案を受け止めて、ちょっと自動車学校とも話してみたいと、このように思います。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長から答弁をいただきました。福岡県警も大きな組織ですので、当然交通に携わってないようなOBの方には、なかなか難しいのかもしれませんが、在職中にそれなりの資格や経験をお持ちの方であるとか、例えば一旦御退職をして、交通安全協会等でそういったお仕事をされた後に第二の御勇退をされた方であるとか、そういった方々にそういった採用ができないかですね。当然、こういった方々、御高齢でもあると思いますので、長期採用というよりは、こういった会計年度任用職員としての採用等が適切なのではないかとというようなところも鑑みまして御提案をさせていただいたところです。

当然、市長がおっしゃるように、施設の面であるとか駐車場の面、またこの後も幾つか御提案をさせていただくんですが、加味した上で申し上げます。例えば、この指導員に限りがあるという点について、こういったことを考えているんですが、いかがでしょうかというところでお尋ねをしましたので。この後も、ちょっと2つぐらいお尋ねをしたいんですが、そういった形で、その個別課題に対しての対応で所見を伺っているというふうに御認識いただければと思います。

2つ目なんですが、駐車場の件。まさに市長がおっしゃられるように、これから近隣の土地を

買って大きくしても、利用する方々が減っていくのであれば、全く採算性が合わないというふう  
に思います。ですので、現状で受け入れるためには、当然、駐車場を広くしないで人がたくさん  
来るには、送迎が必要だというふうに考えます。ここで2つ目の提案なんですが、についてまた  
所見をお伺いしたいと思うんですが。

例えば、旧朝倉町や杷木町、東峰村などからお越しをいただく皆さん、これは自動車学校のカ  
リキュラムもありますので軽々とお答えできる話ではないと思いますが。例えばということでお  
考えいただきたいんですが、例えばそういった皆さんを優先的に受け入れる日をつくって、その  
日はそういった朝倉や杷木、東峰のほうからバスを仕立てて出てきていただく。そうすると駐車  
場は多く必要ありませんので。そしてこれも提案なんですが、いかがでしょうか。そういったバ  
スを仕立てる分のお金ぐらいは、朝倉市とか東峰村に、当然、市町村で持ってるマイクロバスも  
あると思いますが、そういったものを出していただくということで少し御負担をいただきながら、  
その代わり優先的にこの日に関しては外部の方を受け入れますよというような体制をつくるよう  
なことで、駐車場の負担軽減と、あと市外の皆さんに少し余裕を持って受講いただける。

今、先ほど県警の資料を見せましたように、1か月以上待ちの状態、下手したらうきは市の  
方優先なんで全く受け付けられませんなんていう日も出てきてる中で、当然、市外の方々にもそ  
れぞれの御予定があるはずですので、その優先デーに受けられるのであれば、皆さんの生活にも  
差し障りなく活用いただけるんじゃないかというふうなことを思ったんですが、よろしければ市  
長の所見を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 御質問いただきました高齢者講習に関しては、私はそれぞれの自  
動車学校で一定は受け持っていていただくべきものではないかなというふうに思っております。ただ、  
一般教習、普通自動車免許であったり自動二輪の免許を取得される方が、人口減少に伴って減っ  
ていくことは予想されておりますので、そこを高齢者講習で補うということは、もう大切な視点  
かなというふうに思っております。

ただ、現状としては、今はそこまで広げるような余力がないといえますか、そういった一般教  
習に力を注がないといけないという面もありますので、本当に人口の推移とか、そういった状況  
を確認しながら、議員が今、御指摘いただいているような課題を一つ一つ解決しながら、高齢者  
講習には臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長公室長のほうから答弁をいただきました。何事も一気呵

成にできるものではないというふうに考えますので、来年度からこうしてください、今すぐこうしてくださいなんていうむちゃな議論をするつもりは毛頭ございません。

今後、自動車学校を運用、活用していく中で、ぜひ今回の一般質問で上げさせていただいた提案等も加味をいただきながら、冒頭に申しあげましたように、この地域で持続的に自動車学校が運営されていく、これが市民の皆さんにとって最大限の裨益することだというふうに認識をしますので、市長が答弁でおっしゃられたように、これが民間に転じていたらですね、人口減少に伴って撤退を余儀なくされていたかもしれないものが、運よく公営で今残っているということを、ピンチをチャンスに変えるということだというふうに認識をしておりますので、そういった思いで今日は質問をさせていただいております。

また、もう一点、お金の問題もあると思うんですが、今、うきは市立自動車学校は、県内、先ほどの表にあるほどたくさん自動車学校がある中で、県内で3校だけの、県の公安委員会から委託講習という形でやっておりますので、県から言われたお金しか頂けないというようなシステムになっているというふうに認識をしています。

一方で、民間のほうは、県の公安委員会とかから指定や認定を受けている、いわゆる認定講習ができる場所ですね。当然民間で、自分たちで講習料を決められる。ただ、県がそういう委託講習には幾らですよということでやっているの、民間が逆にその倍取ると、そこに誰も行かなくなる関係で、おおむね似たような金額にはなっているんですが、自由に一応金額を決める権利はあります。ただ、現状のうきは市立自動車学校に関しては、その権限がないというふうなことも認識をしております。

ですので、こういった部分は、私たちも議員ですので、県議会の先生方ともしっかりと調整を図りながら、こういった高齢者講習がこれだけ需要も多くなっておりまして、高齢者の数も増えている。そして若い人が免許離れで減っていけば、自動車学校の運営が厳しくなるというような観点も含めて、県のほうにこの委託講習料の増額というところを検討していただくように、県会を通じて申入れをしていきたいというふうに考えておりますので、そういった情勢が変わったタイミング等も見ながら、ぜひぜひ前向きに、本日提案させていただいた内容について検討いただければというふうに思っております。

あと、この件については、最後に1点なんですが、今はうきは市で、これだけの人口、2万8,000人の市で1つの自動車学校を保有している、維持しているという現状ですが、この地域全体がこれから間違いなく人口が減っていく、高齢者も含めて人口が全体減で減っていくという時代がやってまいります。

今回のこの議論を皮切りに、ぜひ、私が何となくイメージするのは、ごみの処理場や消防署などと同じような感じで、今まさに本市の自動車学校で受け入れている朝倉市や東峰村の皆さんを



受け入れているわけですので、そういった自治体と、いわゆる組合立といますか、事業組合を立ち上げて、そこで運営をしていくなどというのも今後考えていかなきゃいけない課題かなというふうに思っております。本市の高齢者の皆さんが、安心して受けられて、なおかつ地域の皆さんにも裨益するというような形について前向きに御検討いただければと思います。最後に、もうこれはここで終わりますので、市長から所見を伺えればと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しですが、自動車学校の経営は間違いなく公共財としてのサービスのほうにシフトしていくと思います。そういう面では、まさにうきは市立自動車学校が全国のトップランナーになるような、そういう気持ちでいろいろまた自動車学校の職員とも議論していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今日の質疑を通して、しっかりと市長と考える方向は同じベクトルを向いていることは分かりましたので、ぜひぜひ前進をさせて、全国モデルになるようなうきは市立自動車学校になることをお願い申し上げて2点目に移りたいと思います。

2点目は、公立保育所の民営化推進と機能的特性を持たせた公立保育施設の維持ということで、細かく3点お伺いをいたします。

1点目は、本市の公立保育所・保育園の現状と課題について、市長の見解を伺います。

2点目は、公立保育園・保育所の民営化の進捗状況、またその課題についてお伺いをするとともに、うきは市公共施設等総合管理計画等、また保育施設管理計画も個別にあるかと思いますが、そういったものを踏まえた今後の保育施設集約化についての見解を伺います。

3点目は、昨年度、民間保育園で一時預り保育ができない状態が発生をいたしました。その際に、山春保育所のほうで代替で一時保育を行っていただいております。今後、民営化を進めるに際して、そうした民間保育所でできなくなる、できなかったことの補完であるとか、需要が高まる障がい児の保育であるとか、障がい児の児童と一緒に保育をする統合保育であるとか、現状、本市に整備をまだされていない病児・病後児の保育であるとか、そういった機能的特性を持った保育サービス、保育事業に対応できる地域の保育サービスの維持・向上を図る公立の保育施設というのが、本市にも1園程度必要じゃないかというふうな認識を私自身持っているんですが、その点について市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、公立保育所の民営化促進と機能的特性を持たせた公立保育施設の維持について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の本市の公立保育所の現状と課題についての御質問であります。現在、公立保育所は

旧吉井町域に3園、旧浮羽町域に2園の計5園あります。8月1日現在の受入れ児童数については、5園合わせた定員が385名に対しまして333名の児童をお預かりしております。課題としましては、施設の老朽化、地域によっては入所児童数の減少、そして正規職員の割合の低下があります。

まず、施設につきましては、一番古い園で建築後45年、新しい園でも35年を経過しております。そのため、施設の老朽化などによる修繕や工事費用が増加をしており、令和3年度は約2,100万円、令和4年度は約2,800万円を要しているところでございます。

また、入所児童数につきましては、令和元年度で414名を受け入れていましたが、令和4年度は330名と、年々減少をしております。特に地域によっては、令和元年度と比較して半減している園もあります。今後も全体としては児童数の減少は続いていくと思われま

す。また、正規職員の割合の低下でございますが、若葉保育園の民営化後の令和元年度の正規職員率は51.5%でしたが、令和5年度においては44.9%となっており、質の高い保育を提供するためにも公立保育所の統廃合や民営化が必要になると、このように考えております。

2点目の公立保育所の民営化の進捗と課題及びうきは市公共施設等総合管理計画等を踏まえた今後の保育施設集約化についての御質問であります。公立保育所の民営化についてですが、平成17年のうきは市合併時には、公立保育所は12園、私立保育所は2園で運営をしておりましたが、これまでの間に統廃合や民営化を行い、現在は公立5園、私立3園で運営をしております。平成31年に公立の若葉保育園を民営化して以降は、統廃合や民営化は行っていないですが、今後のうきは市の児童数の推移によっては、統廃合や民営化は避けて通れない課題だと捉えております。

民営化についての課題につきましては、全国的に保育士不足が問題となっている中、保育士の確保が可能なのか、あるいは人口減少の中で安定的な運営が維持可能なのかなどに不安があり、民営化が進まないのではないかと懸念があります。しかしながら、平成16年の国の三位一体の改革によって、公立保育所への補助金が見直され、公立保育所の運営費や施設整備費が一般財源化されたことから、財政面においても民営化は避けられないものと考えております。併せて、人材の面からも、公立保育所で雇用している会計年度任用職員を正規職員として雇用することで、職員の雇用の安定と収入の向上につながっていくと考えられます。

次に、平成29年3月に策定したうきは市公共施設等総合管理計画においては、計画の中でも統廃合、民営化について検討することとなっておりますので、施設の老朽化や児童数の減少による統廃合や民営化は必要なものだと考えているところでございます。

3点目の公立保育所の民営化に際し、民間保育所の補完や需要が高まる障がい児保育や統合保育、病児・病後児保育の対応、さらには地域の保育サービスの維持向上のため、公立保育施設は

一定必要ではないかという御質問であります。公立保育所の民営化や統廃合を進めていく中においても、市民の方々の保育ニーズを的確に捉え、公立保育所、民間保育所を問わず、うきは市全体に必要な保育サービスを提供していくことが重要だと、このように考えております。

今後、少子化はますます加速していきませんが、行政に求められる保育サービスは今以上に多様化していくことが想定をされます。令和5年度6月13日に閣議決定されました「こども未来戦略方針」の中では、親の就労状況によらず、保育所などを柔軟に利用できる、仮称でございますが「こども誰でも通園制度」が盛り込まれました。これらの新たな保育サービスに対して、公立保育所、民間保育所を問わず、協力体制を強化して対応していくことが必要であると考えております。

その中で、どうしても民間保育所では提供できない部分があるとすれば、議員御指摘のとおり、公立保育所が保育サービスのセーフティーネットとしての役割を求められることもあるかと思われます。民営化の課題の中でも触れましたが、根底となるのは必要な保育サービスを提供するための保育士の確保にあると考えます。そのための対策にも力を入れながら、今後も一人一人の子供にしっかり寄り添える保育サービスの充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 3点について、市長から答弁をいただきました。現状については詳細にお話をいただきましたし、今後の課題についても少し触れていただいたというふうに思います。

本日お配りしている資料の表面になるような形になってはいますが、2、公立保育所の民営化推進と機能的特性を持たせた公立保育施設の維持についてという表題がついているほうですが、幾つか資料を載せております。これは下のほうにもありますように、令和4年度の主要施策の成果並びに予算執行の実績報告書に基づくものですので、市民の皆さんも今後、決算特別委員会が終わりましたら図書館等で閲覧できるものですので、ぜひ御覧いただければと思います。

その中から幾つか抜粋をしております。1つ目が、民間保育所運営費と一般保育所、いわゆる公立の保育園・保育所の、これは運営の総務費の部分の比較になりますが、民間保育所の運営費は、下に書いております遊林愛児園、うきは幸輪保育園、若葉保育園の3園に対して、このような数字になっておまして、一番端っこの6番が決算額合計ですが、4億6,811万1,959円、これだけのお金がかかっているんですが、そのうち国庫支出金というのは国から頂ける補助とか支援とか、そういった形になります。2番目は、当然、県支出金ですので県からの応援という形になります。

その下の一般保育所総務費というのが、いわゆるこの5つの市で運営をしている公立の保育園・保育所の部分ですが、決算総額が1億741万8,524円。それに対する国の支出金が

118万3,000円。県に至っては7万6,000円ということですね。

その下に比率を書いているんですが、民間保育所運営費の決算総額に対して国庫支出金と県支出金が70%を占めております。それに対して公立で運営をする一般保育園・保育所に関しては、決算総額に占める国・県の支援の割合は1.2%にとどまっています。非常にこの数字に大きな開きがあります。先ほど市長の答弁にもありましたように、三位一体改革等で、国が公設民営であつたり民設民営の保育所の運営にしっかりと支援をするという方針を打ち出しましたので、こういった形になっているんですが、もうその制度ができてしばらく時間がたつんですが、先ほど市長の答弁にもあつたような諸般の事情から、本市での民営化が遅れているということになっています。

その結果、これだけ国や県から手厚い補助が受けられる民間保育所ではなく、ほとんど市の単独の予算で賄わなければならない公立保育所として運営しているのは、やはり本市の財源も非常に限られておりますので、その中の経済的負担を減らすという意味でも、この民営化は急がれるべきだというふうに思っております。

2番目の表は、市長が先ほど御説明をいただきました内容のものを載せております。入所人員が330名になっていますが、直近の8月1日は333名ということで、3名多く公立保育所に入らせていただいているということで、それは非常にありがたいことだと思っておりますが。

その横のほうに、この建築年数と今後の計画というところは、うきは市の公共施設等総合管理計画のところから持ってきております。横に書いてあるように、千年保育園といずみ保育園に関しては、これは長いスパンでの最終的な計画のロードマップの中にあつたんですが、千年に関しては2030年代に建て替えがふさわしいのではないかと、いずみ保育園に関しては2040年代に建て替えがふさわしいのではないかとということが載っております。そのほかは、長寿命化の何らかの工事をすべきじゃないかというような結論が載っておりました。

少なくとも長寿命化工事で、今、不具合があつて園児の皆さんに御迷惑をかけるようなところは早急に直すべきだと思いますが、建て替えとか大規模修繕とか、そういったものに関しては多額の予算を使いますので、そういったことになる前にしっかりとこの民営化ということを進めていくべきではないかというふうに考えます。大きなお金を使った後で、最終的には民営化ということになれば、その使ったお金が全て無駄になるわけです。元をただせば、市民の皆さんからお預かりしている税金が基になっているわけですから、この使い道についてしっかり考えるべく、タイミングとしてはこの2030年代、建て替えの前にはしっかりと計画を立てて、計画的な民営化を進めるべきだと思いますが、まずはこの点について市長や担当部署の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

先ほど、具体的な民営化に向けてのスケジュールがあるかどうかのお尋ねでございますが、現在のところ具体的なスケジュールはまだございません。

そのため、受入児童数や来年度の入所申込者数を考慮しながら対応していきたいと思いますが、具体的にはまた協議をしながら、市長とも協議をしながら具体的な対応についてはまた検討していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、福祉事務所長から答弁をいただきました。民営化に対する直近の具体的な計画はないということですので、先ほど私のほうから申し上げたことも十二分に勘案していただいて、早急な民営化の——当然、相手があって成立することですので、相手を探していただく。また、潤滑な協議ができるような準備を整えていただきたいと思います。

併せまして、③に資料をつけておりますので、これもその議論の呼び水としてお知りおきをいただきたい。当然、市の担当の職員の皆様は御承知だと思いますが、一般保育所施設整備費と各保育所に係る単費、要は各保育所の運営費ということで割り当てられている予算についてであります。施設整備費というのは、当然、先ほど申し上げた総務費とか、あとは1年間に普通にかかる保育園それぞれの単費と別に、何か不具合があったり早急に工事をしなきゃならないものに対して使うお金です。

先ほど市長の答弁の一部にも金額が出てきておりました。これが令和4年度の分なんですけど、市長もおっしゃられたように総額で2,800万円、2,900万円弱のお金がかかっている、このうちの地方債と基金繰入金で使っている部分、大半を占めるんですけど、その部分は千草保育園の井戸が出なくなるといって、別の場所に井戸を掘って水を引いたというところで、非常に大きなお金がかかっているんですけど、これも見ていただきたいのが、じゃあ国や県はそれに対してどれぐらいの補助をしたかということです。公立がゆえにと申し上げたらいいのか、国庫から113万2,670円。これは当然その工事だけではなくて、この施設整備費全体へのお金ですので、それに充当されているかどうかは分かりません。県費に至ってはゼロです。

ですので、ほぼほぼもう基金繰入れは当然、市の貯金から使っているという考え方、地方債は、市が借金をしているという考え方ですから、丸々市のお財布から使っているということが見てとれると思います。決算総額に対しても、助成比率は3.9%にとどまっているんです。

ですので、先ほど申し上げたとおり、民営化をすることで市の負担を減らす。減った分を子育てに今まで使っていたわけですから、子育て支援の財源にしていきたいというのが今日申し

上げたいもう一点です。おおむね私のほうで、上の①の表などを勘案しながら、どれぐらいのお金をこれで節約できるのか計算してみました。おおよそ1億5,000万円です、年間に。1年間、1億5,000万円節約できるとして、何ができるか考えました。

先日、厚生文教常任委員会で学校教育課の皆さんと意見交換したときに、学校教育課の皆さんから数値をいただいたんですが、その数値と照らし合わせると、小学生・中学生が今食べている給食、この給食費を完全に無償化するとあまり変わらないぐらいの金額になります。ですので、今、当たり前にある保育所を民営化する努力を一生懸命やることで、浮いたお金でもっと子供たちが、そして子供たちを育てる親御さんが安心してこの町で産み育てられる環境を整備することができるということになります。急に予算や収入が増えるわけではありません。民間企業の事業じゃありませんので、新しいことをやって急に配当が増えたり収入が増えたりするようなことではございません、自治体運営は。

ですので、限られた予算の中でやっていくという中で、節減することは大事なことだと思います。その節減したお金を新たな公共サービスとして使うことができるというふうに考えますので、ぜひそういったところも加味をしながら、この民営化についてはなるべく早急な計画を立てていただいて、実行をしていただきたいというふうに思っております。

③の表の下は、それぞれの保育所に年間がかかっている運営費の割合です。おおむね500万円から1,100万円程度、それぞれの園で運営するのにお金がかかっている。こういったところも当然一般財源。一般財源というのは、市の単独のお金です、と諸収入。利用者収入等でしょうが、そういったものでしか賄われていないということですので、ぜひそういった部分も含めてお願いをしたいという点と。

もう一点、保育所に関して気になることがあります。それは、先ほど市長の答弁にもありました老朽化とか、あと答弁にはなかったんですが、災害対策です。御承知の皆さんも多いかと思いますが、浮羽町にある浮羽保育所は、横の巨瀬川の護岸が数年前に壊れまして、応急的に処置をしていただいたんですが、また7月の水害等で、そこは大丈夫だったんですが、近くが被害に遭ったり、園庭に水が入ったりということで、果たしてこれで安全を担保できているのか。特に小さなお子さんを預かる場所ですので、きちんとした安全対策という点で、やはり場所の立地であるとか今後の運営に関して真摯に考えていく、なるべく早急に考えていくべきではないかというふうに考えております。そういったことも含めて、この②のタイミングですね、先ほど申し上げたタイミングがありますので、そこまでもっときちんとした形で計画を立案していただきたいというふうに考えます。

あと、市長の答弁にもありましたとおり、一定の集約化を図ることで少子化対策にもなりますし、あと、先ほどの施設等の老朽化の近代化であったり、あと保育士が足りない部分の不足を補

うということになるというふうに思います。

そして市長の答弁の中では、会計年度任用職員の保育士の、例えば正職員への切替え等についても少し触れられていましたが。保育所幾つか回って、現役の保育士の先生方にもお話を伺ったんですが、今現状、正職員よりも会計年度任用職員のほうが多いんですが、この会計年度任用職員の皆さんがほとんど結構高齢の方で、いわゆる正職員で働いていたけど、リタイアをされて会計年度任用職員になっているとか、一時期、家庭や子育て等で現場を離れた方が復職して会計年度任用職員になっているということですので、そういった方々がまた正職員に戻るとするのは、なかなか現状として難しいことだというふうに思いますし。

もう一点、少し考えないといけないのは、そういった年配の先輩方とか経験豊富な先輩方が会計年度任用職員として今いらっしゃる。その一方で、正職員として入られるのは、今、短期大学とかいろんなところを出られて、新たに社会に入ってくる、資格を取りたてとかの保育士が入ってくるとなると、親と娘ぐらいとか親と息子ぐらい年齢の差や経験の差があるような方々が、実のところは会計年度任用職員と正職員、責任の度合いとかそういったものは正職員のほうが当然上なわけですから、そういうバランス感というか、アンバランスな部分とかも現場では出てきているように感じました。

ですので、そういったところとかもしかりと現場を調査していただきながら、どういった形が適正なのか、また民営化をすることで、そういったところがどういった解消ができるのか、そういったところについても少しお考えを深めていただきたいというところを申し上げたいというふうに思いますが。つらつらとしゃべって申し訳ありませんが、何かお気づきの点、所感等があれば伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 具体の政策提案、ありがとうございます。

先ほどから所長のほうからも答弁があったように、今、取り急ぎの統廃合であったり民営化の計画はございませんが、先ほどから答弁させていただいてますように、施設の老朽化であったり、入所児童の減少等考えると、しっかり待ったなしで対応していかなくちゃいけないものだと、このように認識をしております。

そして、特に先ほども触れましたけれども、政府のこども未来戦略会議の「こども・子育て支援加速化プラン」の中で、病児保育の充実とともに、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充、つまり仮称ですが、「こども誰でも通園制度」が創設をされるという方向性が示されております。そしてその中で、幼児教育・保育の質の向上も求められております。私ども、今までの少子化対策の中で力を入れていたのが、まさにこの幼児教育・保育でした。他にない施策として、次世代を担う子供たちの豊かな心を育成するための幼児教育の一環として、リトミック教育や音感英語

教育をうきは市独自の事業としております。

特に、音感英語教育については、ソプラノ歌手で海外生活の経験がある黒木あすか先生をお迎えして、今、音感を養いながら英語を聞く力を育て、子供たちの知的好奇心を育むことができおり、保護者の皆さんから高い評価をいただいております。

今、世の中では、モンテッソーリ教育とかイエナプランとか、子供の主体性を重視した教育方法がいろいろ言われていますが、ぜひ、うきはの独自の子ども・子育て施策として、この幼児教育・幼児保育にはしっかり力を入れていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 市長から、決意も含めて力強い答弁をいただきましたので、今回はこれで終わりにしたいと思います。

最後に、せっかくそのような思いで市長を先頭に幼児教育・子育て支援に取り組んでいただけるというふうに認識をしましたので、ぜひ1つお考えいただきたいのが、市としてこういったことをやればいいたろうとか、県や国がこういうことを求めているから、これだけやれば一定程度大丈夫だろうというようなことよりは、これだけの、あんまり大きくない規模の町ですので、保護者の方や、特に子供たちが何を求めているか、そういったことをしっかりとニーズを調査した上で、一番適切なものを一番効率よくやっていただく、これを最後にお願ひして、時間となりましたので今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、1番、権藤英樹議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。午後1時45分より再開します。

午後0時30分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

それでは、5番、組坂公明議員の発言を許可します。5番、組坂公明議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 5番、組坂公明でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まずもって、午前中もでしたが、先般からの豪雨災害により被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、消防団をはじめ、多くの防災関係の皆様、それから市職員の皆様におかれましては、昼夜を問わず大変御苦勞されたこと感謝申し上げます。うきは市におきましては、引き続き市民の皆さんが安全・安心な生活が送れるよう、できる限りの対応をお願いしたい



と思います。

それでは、各種基金の管理運営の在り方について一般質問をさせていただきたいと思います。

うきは市におきましては、厳しい財政状況の中、「身の丈に合った行財政運営を行っていく」と、ここ数年、市長は施政方針のときに説明されております。

そこで今回は、9月決算特別委員会でも出ております。令和4年度決算で、一般会計の各種基金残高、これ131億3,075万2,000円、このようになっております。この各種基金の在り方について、市長に考えを伺いたいと思います。

まず1点目が、厳しい財政状況の中、各種基金の管理運営について、それぞれの目的や役割を精査する必要があると思われませんが、市長の見解を伺います。

2点目、うきは市の一般会計の基金については、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金など15の基金があります。積立額が設定されているのは、ふるさと創生基金、振興基金のみで、その他の基金については明確な積立額や積立計画等が示されていません。各基金の目的実現、あるいは目的達成のための基本的なルールや計画が必要と思われませんが、市長の見解を伺います。

なお、2番目の質問で、積立額の設定されているのは2つと言いましたが、確認しましたところ農業振興基金、森林整備担い手対策基金、山村地域振興基金もありましたので、訂正させていただきます。

3点目が、財政調整基金の規模については明確な基準というのが示されておりましたが、一般的に標準財政規模の約10%と言われております。うきは市におきましては、極めて高いと思われませんが、今後どれだけ必要と想定されているのか、市長の見解を伺います。

最後に、令和4年度決算で、うきは市の地方債現在高110億8,452万6,000円となっております。これらのうきは市の借金に対する減債基金の積立額はどうかについて市長の見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、各種基金の管理運用の在り方について、大きく4つの御質問をいただきました。

まず、1点目の各種基金の管理運営について、それぞれの目的や役割を精査する必要があるのではという御質問であります。現在うきは市の基金については、いずれの基金も条例を制定し、管理運営を行っております。基金の使用目的や役割について、各種基金条例に沿って適正に運用しており、現在の管理運営方法において特に大きな問題が生じているとは考えておりません。今後の地方自治体において、少子高齢化問題など社会情勢を取り巻く環境は大変厳しくなるものと予想されます。うきは市におきましても、現在の基金条例に基づき、これらの基金をうまく活用

しながら、市民の皆様が安心して暮らしができるように、これからも安定した行財政運営を図ってまいりたいと、このように考えております。

2点目の各基金の目的実現のための基本的なルールや計画が必要ではないかという御質問であります。うきは市一般会計におきまして、議員御指摘のとおり「15」の基金を管理運用しておりますが、各基金においてそれぞれの目的がございます。

「財政調整基金」は、市税などの歳入は年度によって増減があるため、年度間の財源不足が生じた場合において、当該不足分を補う財源として活用したり、また予期せぬ災害等により突発的に必要となる経費が発生した場合において、不足する財源を補填する財源として活用するものでございます。「減債基金」は、主に市債の償還に必要な財源を確保するため、また繰上償還の財源として活用するものでございます。「公共施設等整備基金」は、公共施設の新設や改良にかかる経費に充てる財源となっております。これらの基金は将来的な財政事情を考慮して、特段の基金額等は設けず、その時々状況に応じて積立てや活用を行っております。

一方、議員御指摘のとおり、「ふるさと創生基金」や「振興基金」などについては、基金額を各条例の中で定めております。「ふるさと創生基金」は、昭和63年から平成元年にかけて、当時の竹下内閣の下で行われた「ふるさと創生事業」において、各市町村に交付された1億円を原資として基金を創設しており、基金額3億円としております。

また、「振興基金」につきましては、これは平成17年の市町村合併時に、合併後の市民の連携強化及び一体感の醸成を図るため、合併特例事業債を活用した基金の創設が認められ、本市におきましてもこの制度を活用し、国から示された算定根拠に従い、基金額を14億780万円としております。

以上のことから、それぞれの基金で目的や創設の経緯に違いがあり、一定のルールに沿って管理運用するものと、その時々状況に応じて積立てや活用するものとに分かれております。本市としましても、現在の各種基金条例に沿って基金の有効活用を図ってまいりたいと、このように考えております。

3点目の本市の財政調整基金について、どれだけ必要と考えるかという御質問をいただきました。財政調整基金につきましては、平成29年度に総務省が全国的な調査を実施しております。その中で、各市町村が「どのような基準で財政調整基金を積み立てているのか」の問いに対して、全体の76%の市町村が、「決算状況を踏まえ、可能な範囲内で積み立てる」という回答で、次に24%の市町村が、「標準財政規模等の一定割合を積み立てる」という調査結果が出ております。

うきは市においても、多くの市町村と同じように、決算状況を踏まえ、可能な範囲内で積み立てているところでございます。これからの将来を見据えますと、人口減少による税収等の減少、

社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に係る経費の増額は間違いありません。加えて、日本各地で頻発をしている自然災害に対応する経費の確保も不可欠であります。本市におきましても、今般の大雨による災害で約23億円を超える被害が生じました。その全額を市が負担するわけではありませんが、市の持ち出し経費も相当額かかると見込んでおり、今回のような突発的な災害に備えるためにも、基金財源を確保することは大変重要なものだと考えます。

このようなことから、財政調整基金につきましては、特段の上限額等は設けず、市政上、必要な事業を進めていきながらも、次世代へつなぐ貴重な財源、また、緊急時に即応できる財源として、決算の状況に応じ可能な範囲内で積み立ててまいりたいと、このように考えております。

4点目の減債基金の積立額についての御質問であります。減債基金の積立については、地方財政法第7条に、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」と、このようにされております。また、うきは市減債基金条例第2条第2項においては、「各会計年度において決算により剰余金を生じたときは、当該剰余金の一部を基金に編入することができる」との定めがあります。本市におきましては、この両規定に基づき、決算剰余金の一部を「減債基金」へ積み立てており、令和4年度末において減債基金額は11億8,684万7,000円となっております。

その一方で、一般会計の地方債残高の総額は110億8,452万6,000円であります。この地方債残高につきましては、本定例会初日に御報告をしました財政健全化判断比率の「実質公債費比率」や「将来負担比率」において、財政運営上、問題のない結果となっております。今後の減債基金の積立につきましては、地方債残高の総額とこのような地方財政の健全度を示す指標等も照らし合わせ、地方債の繰上償還に充てる財源として、必要に応じて積み立ててまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ただいま、市長のほうから4つの質問についてお答えをいただきました。

私は、その財政が詳しいわけではない。ただ、うきは市の貯金ですかね、基金、これが適正に一つ一つ条例で運用管理されているということでございました。果たしてそうなのかという、素朴な疑問からでございます。一つ一つにちゃんと設置の目的、条例に書かれている。そしてそれに伴って運用されていると。

例えるなら、地域福祉基金、これ条例の設置目的は、地域における高齢者保健福祉及びその他住民の福祉の増進を図るために使いますよと。例年、地域福祉基金というのは、うきは市は社会

福祉協議会の運営費補助金に充てられております。直接、これって、条例の設置目的として妥当なのか、あるいは森林整備担い手対策基金、これの条例の設置目的は、森林資源の保全と林業の振興を図るため、林業従事者の育成確保を目的とすると、そのための基金ですよ。人材育成、林業従事者の人材育成の確保だと。で、この基金の利用は、うきは森林組合職員の保険料の補助、家賃の一部補助に充てられている。果たして本当に、この基金条例の設置目的を達成されているのか。そういったのを今後見直していく必要があるんじゃないか。

さらに言うなら、新たにできた森林環境譲与税基金、これの設置目的、条例の設置目的は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に財源を充てると。森林整備ですよ、森林環境譲与税の基金ですから。で、その一部が、イノシシや鹿などの野生鳥獣捕獲関係事業に使われている。イノシシを捕らえて、森林が整備。直接、本当に関係があるのだろうか。こういった使われ方が幾つか見受けられると。間接的には関係があると、全く違った使われ方ではないと私も思いますが、そういったのを今後精査して、きちっと一つ一つ基金条例ございますから、その設置目的を達成するために使い方を見直す必要があるのではないかとという思いで質問させてもらったところでございます。市長、何かありましたなら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、具体的に地域福祉基金、そして森林整備担い手対策基金、さらには森林環境譲与税基金、具体的に挙げて、本当に条例に沿った適切な使用されているかという質問をいただきました。これらの基金については、一括して市長公室長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議員から具体的に、例えば地域福祉基金であったり森林整備担い手基金であったり、その使い道が間違っていないのかといった御質問をいただいたところです。

答弁の中にもありましたように、基金は全て条例に基づいて設置をして、設置の目的が書かれております。内容的には、その目的にのっとったものであるというふうに認識をしております。ただ、使い道が固定するようなケースとかは、少し問題があるのかなというふうに思っておりますので、その辺りはもう一度、どういった事業に充てられているのか。私も正確に把握をしておりますので、その辺りを調査しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 市長公室長のほうから御回答をいただきました。今後、事業と基金の使い方、精査していくということでございますので。

平成17年のうきは合併のときに、基金条例をみんな見直して新たなものにしたものと思われる。もう本当に効率・効果的に運用されているのかというのを見直す時期に来ているんじゃないかな

いか。毎年同じ、そしてそれっていうのが本当に目的達成されているのか、そういったのを見直さなければならない時期に来ている。毎年毎年同じように繰り返れる、繰り返れるではなくて、本当にそこに効果があるのかというのをさせていただければと思って質問したところでございます。よろしく願いしておきたいと思います。

それから、うきは市の厳しい財政状況の中で130億円の基金って、ちょっと規模が大きいと思うんですけど。2番目の質問で、財政調整基金にありましては、資料を執行部の皆さんにも差し上げていると思いますけど、近隣の市町村の状況を5か年間ですね、これは福岡県のホームページから抜粋したものでございます。左の一番上にうきは市を置いて、久留米市、それから小郡市、大川市、大刀洗町、大木町の歳入合計、歳出合計。それから、標準財政規模、積立基金残高、それから地方債の現在高等を平成29年度から令和3年度までですね、4年度は今回ですので、この5か年間、資料として上げさせてもらったところでございます。

まず、財政調整基金を質問しましたから、財政調整基金は明確な決まりはないけど、標準財政規模の約10%から20%ですかね、書物によっては。が、財政調整基金としてためる度合いというのが、インターネットで調べたりとか書物に書かれております。

うきは市を見てみますと、財政調整基金、令和3年度63.4%。これ63.4%というのは、標準財政規模に対する財政調整基金の割合でございます。こういったのが約10%から20%って言われております。久留米市は、大体10%ぐらい。小郡市が27%ですかね、令和3年度が。大川市、大刀洗町も書かれております。大木町は、うきは市とよく似て非常に高い状況になっている。果たして、これだけ必要なのかですね。先ほど市長が言われました、今回におきましても、災害による突発的な財源として二十数億円臨時的に繰入れしていると。あるいは、突発的な財源不足のときに使うんですよ。

で、うきは市のその規模で、この58億円ですね、ここまで必要なのかというのをもう一回、再度市長のほうに伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 財政調整基金は、先ほどから答弁させていただいていますように、幾ら、あるいは何割積まなければならないという、全国一律の基準はございません。議員からは、標準財政規模の約10%というようなお話がありましたが、一般的には標準財政規模に占める赤字比率が、いわゆる県の場合5%、市町村の場合20%を達すると、破綻状態である財政再生団体に転落するという、そういう基準があって、そこの逆算から一般的にそういうふうなお話があっていると思います。しかしながら、うきは市の場合は多くの自治体と同じように、決算を踏まえて可能な範囲で積み立ててこういう結果になっているところであります。

ところで、もう議員が一番承知なんですけど、今年の令和5年度、先般から7月10日の記録的



今後、計画について何か示すものがないかというお尋ねであります、市長公室長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 減債基金の前に財政調整基金のことも少し触れさせていただきたいんですけど、令和4年度末の残高が55億7,000万円ということです。ここまで議員御指摘のように、うきは市が積み増すことができた要因としては、やっぱり合併特例債の存在が非常に大きかったなというふうに思っております。合併特例債のほうは、平成17年から令和4年まで、18年間で約107億円を借入れしております。そのうち元利償還金の7割が普通交付税で戻ってくるということで、本当に道路整備とかにもこの合併特例債を使いながら、何とか財源を確保してやりくりをしてきたというのが本当に大きかったかなというふうに思います。この合併特例債も令和6年度までで、令和7年度からはもう完全になくなる予定です。ここからは、本当に厳しい財政運営になってくるのかなということが予想されているところです。

それから、減債基金の関係なんですけども、繰上償還にもいろいろと課題といいますか、条件がございまして、地方自治体の起債というのは主に財政融資資金とかといった、公的な資金から借入れをしております。比較的低利な利率ということで借入れをしていますので、繰上償還をするときには将来に支払う予定の利息相当額を保証金として支払う必要がありますので、償還額を減らすというメリットはほぼないと言っていいのかなというふうに思います。

一方で、その繰上償還するほうの財源である基金は、多くを国債等の債券で運用しています。この債券の利率のほうが、借入れの利率よりも高いというのが実情でございまして、でありますので、もう繰上償還するよりも、基金の中で、債券で保管しながら利息を受けたほうが有利であるというようなことも含めてちょっと検討しているところです。うきは市のほう、さきほどから御指摘があるように130億円ほどの基金があるんですけども、この利息だけで年間1億円程度の財源になっております。これも、うきは市にとっては非常に大きなことではないかなと思っております。

御質問にありました起債の返還計画、これはちょっと財政のほうに確認しないといけないんですけど、繰上げする以前の決まった返済額というのは、もう出てくると思いますので、何らかの形で資料が提供できるのではないかなというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。

地方債、借金を借りるときは、議会の議決事項になっております。ただ、返し道って全然よく分かりません、私たち。これが必要だから地方債を使って、うん、それは必要やろと、ですね。この110億円って、どのくらいで、詳細な計画じゃなくて、大体どのくらいで返していくんで

すよというのがですね、この年度は少し繰上償還やらも考えとるから基金を積み立てますよとか、そういった大まかな計画、そういった流れというのは議員のほうも知っておくべきだろうと思って質問させてもらったところでございます。正確な計画が必要というわけで質問したわけではございませんから、大枠そういった、お金を借りるときって必要だから借りるんですけど、返し道までは話し合い、議決、そういったことはしませんから、そこがどうなのか。

それっていうのは、将来的に子供たちまで影響してくるものなのかということがございますから、特に、先ほど資料で示した臨時財政対策債とか、まさしくそのとおりだろうと思います。これっていうのは、うきは市の財源不足に伴うために、地方交付税が足りんですね。地方交付税が足りないから補填しますよというものだろうと思います。そのときの事業で足りないので、お金を借ります。

でも、お金を返すのは将来の子たちです。そこが、この臨時財政対策債ってあんまり使うといかんって言われている。そのときの事業が地方交付税で足りないから、お金を借りて、その後にお金は戻ってくるんですけど、当然借りたから返さないかん。そして人口減少で地方交付税は年々収縮していく。となると、やっぱり将来の子供たちに負担がかかってくるんじゃないかなろうかと思っておりますので、そういったのもありまして、返済の計画等、大枠な資料を求めたいと思います。

私、財政のほう初めて質問しましたが、なかなか難しく、今後もっと勉強して、お互いによかね、こりゃいかん、ありゃいかんじゃなくて、うきは市のためにこうあるべきではないかというのを議論しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、市長、何かありましたら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いろいろ御指摘をいただきました。その中で、起債の残高、今、110億円という話をさせていただいておりますが、ちょうど市長就任時が147億円ありましたが、今、110億円まで来ております。そういうことを踏まえまして、今後のその起債の動向等については、また可能な限り議会のほうにも説明させていただきたいと、このように思ひます。

それから、基金全般でいきますと、今年の3月定例議会の施政方針の中でも述べさせていただきまされたように、今、うきは市は合併18年を迎えているんですけども、その中でも特に大きな課題。例えば、上水道の整備の問題、あるいは浮羽消防署本署・出張所の建て替えの問題、ごみ処理、し尿処理施設の更新に加えて、公共施設の老朽化に伴う改修費など、本当に18年の歴史の中で大きな課題が目の前に迫っていると、そういうことも踏まえながら、この基金対応もさせていただいていることも少し御理解いただければと思ひます。

ちょっと、市長公室長のほうからもコメントをさせます。



○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 私のほうから、臨時財政対策債の件だけ補足説明をさせていただきます。

こちらの起債のほうは、地方交付税の不足分を市が借り入れているというわけではなくて、地方交付税の財源が不足するので、国が地方に、市町村に、これだけは借り入れてください。その借り入れた分は元利償還金で戻していきますという内容の起債になっておりますので、本来は地方交付税で来るべきお金を起債に換えて受け取っているというような内容のものになりますので、その点だけお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私も、正確な理解をしていなかったのかもしれませんが、地方交付税のその不足による財源ということで、後々返ってくるのかもしれないけど、それってまた地方交付税で返ってきて、それにお金を返して、きちっといくのかというところが見えてこない。そういったのもありますし、地方交付税自体がもう将来、2万7,000人が2万人切ったとき収縮される、縮減される。

そういった中で、そういったお金、返すお金というのはそのままですから、それというのは国から返ってくるんだろうとは思いますが、そういったお金も使わなければ、将来的には厳しい情勢になっている。だからこそ基金の使い方というのは、最後に市長のほうから、公共施設等整備基金のお話しされて、目の前にもう建てないかんとが決まるとなると、どれくらいお金が必要かという計画を出していただきたい、これが私の質問です。

国から幾ら補助金に来て、県から幾ら補助金に来て、うきは市の一般財源を幾ら使うから、その3分の1は基金で賄いましょうやらという計画はできないのですか。そういった目の前の課題を具体的に計画として上げるべきではないかと。条例で設置の目的、使い道は書いてますが、具体的な計画がないなら生きた金を使えないと。そういったところを今後、精査していただければという思いで、今回、基金に関する質問をさせてもらったところでございます。

時間が押しておりますので、次に行きたいと思います。

2問目、消防団について。これもずっと一般質問で、私、続けてきました。（1）で、消防団が抱える課題解決のため、全団員の方々へのアンケート調査実施について、団幹部または分団長と協議・検討するとのことで、前回、御返答いただいております。協議・検討結果について伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団について、全団員へのアンケート調査実施に関する御質問であります。消防団の運営につきましては、それぞれの地域を代表する立場の分団長と団

長、副団長などの団幹部が参加をする分団長会議で方針等について協議・決定を行っております。

重要な協議内容の場合は、すぐに結論を出すのではなく、一旦持ち帰っていただき、分団内でも協議をしてもらい、団員からの意見等を伺った上で、再度分団長会議に諮り方針を決定しているところでございます。

全団員へのアンケートの実施が必要かどうかについては、消防団幹部と協議を行いました。その結果、アンケートは行わず、現在行ってる分団長会議の中で、各分団員の意見を持ち寄ってもらいながら課題解決に取り組んでいくということになりました。消防団が抱える様々な課題の解決に向けて、今後とも会議の場などを通じて、団員の意見を尊重するとともに、よりよい組織づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 一般質問でも2回ほど言ってきましたけど、アンケートは、幹部会では行わないで課題解決を進めていくというのが団幹部の答えということだろうと思います。それでは、市として必要ないかについて伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働、江藤です。

すみません、繰り返しになるところもございますけれども、現在、分団長会議等で分団員の意見集約した上で分団長会議に諮って協議を行っております。その上で、アンケートについては、団幹部等とも話しましたけれども、そういった分団長会議の中で風通しのいい協議を行っていくことで、消防団の課題解決に向かっていくということでございますので、そこを尊重しながら市としては今のところ行わないと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 分団長会議というよりか、市としてはどうなのかと聞いたんですけど、分団長会議の決定事項が市の考えであるということで認識すればよろしいですね。

私のところに入ってくる声というのが、自分たちが自由に意見を述べ、自分たちというのは一般団員ですよ。団運営に反映させることは非常に難しいと。ここが一番、一般団員の悲痛な声じゃなかろうかと私は思っているんですよ。団幹部の人に声を発しきらんと、その声を聞く必要が市はあるんじゃないですかという質問なんですけどですね。

その中には、いろいろありますよ。操法の必要性とか訓練の必要性、操法に伴う団員あるいは家族の負担、そういったのがいまだにどげんかならんやろかという声が入ってくるんですよ。幹

部会の分団長とか団幹部の人に物申すことが非常に難しいと。そういった人たちの声を聞いてください、そんなに難しいことですかね。悪いことをしているわけじゃなくて、そういった声を聞きながら課題解決をしていかんと、人員確保っていうのは難しいんじゃないかなろうかと。ただ単に、人口が減少しているから定員割れしている、そんな問題じゃないようなふうに受け取れる。今の若い人たちがですよ、入りとうなち。

今回、7月に豪雨災害がございました。消防団ちゅうのは防災の中核でございますから、もう絶対に必要です。うきは市は、特に山を持っていますから、そして御尽力していただきました。そういった組織を強固なものにするために、一般団員の声も聞いていただけないでしょうかということまで質問してきました。それは当然、団に通して言わなければならないと。今日、団のほうでは、もうそういったアンケート等は取らないということで、取らないだけじゃないですね、取らずに課題解決を進めていくという回答でございましたので、そういった若い一般団員の声っていうのは市長のほうには入ってきませんか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず初めに、議員も質問の冒頭に話が出たんですが、私も今議会定例会の初日の提案理由の中で申し上げましたとおり、本当に今年の出水期におきましては、幾度となく大雨による警戒態勢に入って、消防団幹部の皆さんはいち早く駆けつけていただき、特に7月7日から10日にかけての記録的な大雨対応については、全ての団員の皆さんに本当に献身的に対応していただきました。本当に心から感謝を申し上げる次第であります。

そういう中において、今、市としての対応はという話を今いただいておりますが、議員が御指摘されようとしているのは、消防組織法の中の第7条に、「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」と、こうあります。ただ、この管理なんですけど、全てじゃなくて、この条例に従いということでもあります。これを受けまして、うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の第8条において、「消防団員は、消防団長の招集によって出場し、職務に従事するものとする」とあると同時に、消防組織法の第20条に、「消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する」と、このようにあります。逐条解説においても、私がいきなりその管理運営事項に入るのではなくて、消防団長を通してというのが逐条解説にも載っているとおりであります。

ただ、この問題については、議会のほうからも、令和元年11月8日に、「うきは市消防団活動の軽減と団員確保に対する積極的対応について」という提言を市長宛てにいただくなど、それ以降ですね、度々この問題については議論をされてきました。そして政府においても、今まさに消防団自身の在り方の見直しについて様々な議論がなされているところでもあります。おかげで、うきは市についても、分団長会議の中でお諮りしながら、これまでも出初め式のパレードの廃止

であったり、出初め式の時間短縮、さらには訓練・点検時は、最低限の人員で実施するとか、あるいはポンプ操法大会での訓練期間とか時間の短縮、様々な改善策をやってきました。

この延長線で、今が終わりではなくて、分団長会議の中でも幹部の皆さんも、これからも団員の皆さんの意見を聞いて、できるものは改善していくと、こういうことをおっしゃっていますので、もう少しそういう点で見守っていただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） もっと時間がかかるみたいなんですけど、国のほうも消防団へのアンケート調査を実施しております。インターネットで調べてもらおうと、各構成市の危機管理対策室が消防団のアンケート、消防団の課題についてのアンケートを実施しております。幾つも実施しております。

今日、1つ持ってきましたので紹介しますと、これは兵庫県の加西市消防団ですね。これは、市のほうから消防署に命があって調査を実施しております。どこも実態は一緒だろうと思います。なかなか本音を出せないから、アンケートはウェブアンケートです。自由に答えが書けるように、ウェブアンケートで。内容はそんなに難しい内容じゃないんです。そして、うきは市の団員の思い、そういったのを知るといのは大事なことじゃないですかね。そういったのをしていただければということで、アンケートをしていただきたいと。

この加西市は、年齢は幾つですかと。消防団といたら、仕事をばりばりする年齢です、子育てをせないかん年齢、それが消防団なんです。そういった中で、今、訓練はどうなのかというのが言われているんですね。年齢、それから加入期間、消防団の加入期間はどのぐらいですか、職業は何ですか。職業を知るといのは大事なことでございます。うきは市に住んでいても、久留米市とか近隣に住んでいたら、有事の際といのは駆けつける時間が遅くなる。そういったものの把握にもなる。そういったアンケートをしたらどうですかと。

消防団の入団のきっかけは。面白かったですね、ここは、入団のきっかけ。先輩団員の勧誘、これが一番です。それから、あなたが入団を決意した理由は何なのか。勧誘を断ることができなかった。これが一番です。そういったふうに本音を聞くことができる。その中で課題解決していくというのが大事だろうと思います。一番ネックなのは、やっぱりポンプ操法の負担が大きい、仕事の負担になる、あるいは家庭の負担になるというのが、もう90%近くの意見でございます。

そういったアンケートというのを、今どんどん市役所関係のその消防防災係ですかね、が消防団の人員確保に向けた課題ということでアンケートを実施しておりますので、うきはにありましてそういったのを1日も早く実施して、実態を知る必要があるのではなかろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長、最後に何かございましたら。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御案内のように、先般から政府のほうで消防団員の処遇等に関する検討会の最終報告書がまとめられました。この中で、平時の消防団活動の在り方も大きなテーマに挙がっておりまして、今後、災害の多様化を踏まえ、各市町村とも、より地域の実施に即した災害現場で役立つ訓練について引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うことと、こうあります。こういうことも踏まえまして、消防団幹部の皆さんとも随時また意見交換をしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） よろしく願いしておきたいと思います。消防団幹部じゃなくて、消防団員と向き合っていたきたいと思います。

よろしく願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、5番、組坂議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。3時より再開します。

午後2時43分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。最後になります。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可します。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三でございます。議長から発言の許可をいただきましたので一般質問を行わせていただきますが、発言する前に、各議員と同じになりますけれども、7月の豪雨により被害を受けられましたうきは市内外の被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。近隣の久留米市田主丸町におかれましては、1名の方がお亡くなりになられ、心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、うきは市職員、行政関係者の皆様、幹部の皆様におかれましては、昼夜にわたる尽力に努められましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

1番目に、男性版産休制度（出生時育児休業）についてであります。

男性版産休制度が2022年10月に施行されております。本件は、昨年の9月議会における一般質問において、本市における取組として質問をいたしました。厚生労働省より2020年の男性の育休取得率は12.65%と公表されております。7年連続で増加しており、過去最高値ではあるものの、女性の育児休業取得率が80%を超えていることからすれば、また男女間での

育休取得格差が大きい状況となっております。

このことも、昨年9月の議会において確認をしたところでありますけれども、高木市長の答弁に次のようにございました。「いわゆる「産後パパ育休」と言われる柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業の分割取得に関する条例改正を提案し、可決いただいているところである。市としても、出生時育児休業制度の導入について率先して進めているところであり、今後とも育児休業等の取得しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えている」との見解を述べられました。また、「市職員における育児休業取得者の体験談を随時、職員向けに周知したりするなど、職員の育児に関する意識改革を図っている」と回答いただいております。

それで、1点目のお尋ねですけれども、昨年の10月1日から今年9月30日までの期間（1年間）における男性版産休制度の取得状況及び推進率を伺います。

次に、2点目として、昨年の10月から令和4年度中に13%を達成し、令和7年度までに目標30%を達成するとの答弁をいただきました。取り組んだ結果と取組内容の総括を伺います。

3点目の質問に入る前の導入としまして、ちょっと説明に入りたいと思いますけれども。男性の育児休業取得率が低い要因としまして、会社の育児休業制度が整備されてなかったことや職場が取得しづらい雰囲気だったことが理由として挙げられていることから、使用者サイドからの働きかけが必要となってきており、このように男性の育児休業取得に対する阻害要因をなるべく解消することを目的として、この男性版産休制度の法案が成立して、昨年、2022年10月から男性版産休制度がスタートしているわけであります。

なお、男性版産休制度は、あくまでもこれ呼称でございまして、「出生時育児休業」が正式名称でございます。出生時育児休業について調べておきますと、日本に似た状況の国としまして、ドイツが挙げられるとございました。ドイツにおいても、以前は育児休業取得率が10%に満たない状況であったと言われておりまして、両親手当の支給、これはいわゆる日本で言うところの育児休業給付金に近い支給制度でありますけれども、今では約35%ほどの取得率になったというところでございます。

どうして私が男性版産休制度にこだわるかと申しますと、政府が今年3月末に発表しました少子化対策の具体策をまとめたたたき台には、今後3年間で集中的に少子化対策を加速化させるといふ、政府は6月の経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針の策定までに子供予算倍増への大枠を示す中に、そして少子化対策のたたき台の「共働き・子育ての推進」の項目に男性育児取得率を2030年には85%を達成するとの指標が示されております。政府は、子育て、少子化対策に本気になって取り組もうとする政策の中に、この男性版産休制度の推進に対し、強力に推進していく姿勢が示されていることからであります。国が進める政策を先取りして、地方の行政が押し進めることは決して無駄なことではないと思うからでございます。

ということで、3点目には、「男性版産休制度」の今後の推進目標値の設定及び今後の取組に対する見解を伺います。

まず、以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市職員の出生時育児休業について、大きく3つの質問をいただきました。

1点目の昨年10月から令和5年9月までの1年間における男性の育児休業の取得状況と推進率についての御質問であります。共働き世帯の増加や仕事や生活の在り方に対する意識の変化が見られる中、男女が共に仕事と育児を両立できる環境の整備が大きな課題となっております。また、今後、女性が活躍する社会の実現を図る上で、男性の家事・育児参加の促進は、本人や家族にとってはもちろんのこと、働き方改革や少子化対策などの社会課題解決の契機になるものでございます。

そのような中、うきは市におきましても、令和4年9月議会において、いわゆる「産後パパ育児」と言われる柔軟な育児休業の枠組み創設や育児休業の分割取得に関する条例改正について御議決をいただき、育児休業等が取得しやすい環境整備を進めているところでございます。

議員御質問の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間に、育児休業を取得する男性職員は、対象者4名中2名であり、取得率は50%となっております。年度で比較した場合、令和3年度の男性の育児休業取得率が11.1%に対し、令和4年度は80%の取得率となっております。

2点目のうきは市職員の育児休業の取得促進に向けた取組内容とその総括についての御質問であります。現在、うきは市におきましては、職員向けのワーク・ライフ・バランス研修等において、特に育児に関する悩みを職員全体で共有したり、また職員向けに育児休業制度の周知をしたりするなど、職員の育児に関する意識改革に取り組んでおります。

また、令和5年度からは、男性職員の育児休業取得推進のための取組として、「ウキウキ・10・デイズ」を創設し運用をしております。これは、育児休業の取得対象となる男性職員に対し、育児のために10日間以上、育児休業・出産支援休暇を取得してもらうという制度であり、対象となる男性職員の家事・育児参加の促進と併せて、市職員全体の働き方を見直す契機となるものと考えております。

うきは市としましては、こうした取組の結果、令和4年度の育児休業の取得率は、先ほど申しましたとおり80%となっており、目標としている令和4年度13%及び令和7年度30%を大きく上回っているところであります。これは、厚生労働省が実施をしている民間企業を対象とした「令和4年度雇用均等基本調査」での男性育児休業取得率17.13%を上回るものとなって

いることから、これまでの取組について一定の効果があるものと判断をしているところでございます。

3点目のうきは市職員の育児休業の推進目標値の設定と今後の取組についての御質問であります。国が定める「第5次男女共同参画基本計画」において、国家公務員の男性の育児休業取得率の目標設定は、令和7年度の時点で30%と設定されております。うきは市としましても男性の育児休業取得率については、「うきは市特定事業主行動計画」において、国と同等の水準とし、令和7年度までに30%以上を達成することを目標と定めております。

先ほど申し上げましたとおり、令和4年度の取得率は80%となり、目標を達成しておりますが、今後も目標を達成できるよう、「ウキウキ・10・デイズ」の活用を促しながら、引き続き出生時育児休業を含めた育児休業の取得体制整備を行い、働きやすい職場環境の構築を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 取得率につきましては、当初の数字以上に50%と。ただし、対象者が4人ですね。4人のうちのお二人が取得をしたという結果でございました。残りのお二人については、この育児休業を取得しなかった、または取得できなかったその理由は何らかの形であろうかと思っておりますので、ちょっとそういった理由が分かれば教えていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

残念ながら、残りのお二人の方については休暇制度の取得がならなかったわけですが、いろいろな要因があるかと思います。御家庭の御事情とかあるかと思います。最終的には御本人の判断ということで捉まえているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） いろんな理由があるのは当然でございます。しかし、取得しやすい環境があるのかないかによって、取得ができるかできないか、こういう状況ではとてもじゃないけど課長に申出できないといった理由があったり、もしくは今後のために取っておくとか、いろいろあるかと思っておりますけど。その辺はしっかり、やはり職場の長である課長、または管理者というのが、やっぱりしっかり意識として持っていただきたいと、そういうふうに思いますので、まず幹部の皆さんから率先して、職員が取得できるように、そういう配慮をお願いしたいな



と、そういうふうにあります。

それから、2点目のこの半年間の数字でございますけれども、当然に4人のうちの2人が取得したということで、達成率ではもう50%を達成ということになりますので、特にいろいろ問題を言う必要はございませんが。

この育児休業取得が本当にこれからの日本の経済、もしくはいろんな面で大きな根拠となるところに、大事な施策になるという点について、日本大学教授の末富芳氏がこういうことをおっしゃっております。子供が増えることで将来的には税収も増えていくと。医療や介護、年金など社会保障制度を持続可能なものにしていく。子供への投資を通じて、全世代が幸せになっていくんだというような、こういうことをおっしゃっております。今こそ国を挙げて、子供を応援しようという意識を持つことが大事だと思いますと、こういう見識を發表されている教授もいらっしゃいますので、本当に私たちのこういう身近なところで、将来への大きな問題解決の因になるこの育児休業取得については、しっかり付与できる体制をつくっていくと、そういうのが大事だろうと思います。

それから、3点目の男性産休制度の今後の目標値については、今、市長おっしゃられましたように、30%の政府目標に合わせていくということでございますけれども、政府自体は2025年度までに公務員は85%、民間は50%、それから2030年度までには、民間でも85%取得を目指していくというようなことを述べておりますので、ぜひともそういう最低ラインを行くのではなくて、できれば1年間、50%で達成できたこの内容を少しでも大きくクリアしながら推進をしていく、そういうことが大事ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の2点目に進みたいと思ひます。自主防災組織の編成についてでございます。

今年の7月豪雨は、例年にない激しいものでした。しかしながら、最近の夏場の降雨量は、線状降水帯が現れ豪雨傾向にあることは事実であり、このような豪雨が夏場における平常的な雨の降り方に変わりつつあるようでございます。大変心配な気象状況ではありますけれども、これをしっかり認識をしていく必要があろうかと思ひます。今回の災害から教訓にしなければならないことは、必ずやきちんと整理を行い、再発防止に努め、二度とこのような災害が引き起こされることのないように復旧工事を急ぐとともに、被害の防止対策を国に申入れをしていきたいと、かように考えております。

誰しも、我が家が被害を受けることを想像したでありますでしょうか。経験したことがない気象状況は、どこにでも起こり得ることを認識せざるを得ません。今年7月に北部九州を襲った線状降水帯による豪雨のため災害が引き起こされたうきは市、久留米市を中心とする被害が、激甚災害の認定を受けることは間違いないものと思ひますけれども、災害に対する認識をまた、心構えを

いま一度考え直すときにあると思います。

そこで、令和5年度うきは市地域防災計画書、これは6月に頂きました。新しく更新をされておりましたけれども、1冊に取りまとめられた計画書を読ませていただきましたけれども、その中身は細かい体制表が示されておりまして、本書により様々な対応が迅速に行われるようになっております。本書はもちろん、非常時には計画書に基づいた指示命令が発出されるものですが、最近ようやく行政区における自主防災組織が作成されつつあると思います。それが指定された人に通知をされ、認識をされ、そして災害時に行動化されなければ絵に描いた餅となってしまいます。

それで質問でございますけれども、各行政区で編成された自主防災組織の組織率は、現在何パーセントになっているのでしょうか。うきは市内には157行政区ございますので、その157を分母としてパーセントを教えてくださいと思いますし、また編成に向けた区長に対しての協力要請等は行われているのかお伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、自主防災組織の編成について、自主防災組織の組織率及び編成に向けた区長に対しての協力要請等について御質問をいただきました。

地震や風水害などの災害が発生した場合、公的機関による救助活動、いわゆる「公助」には限界があり、自分自身や家族による「自助」、友人や御近所などの地域の方々による「共助」・「互助」での救助活動や助け合いが大変重要になります。地域で自主防災組織を設置し、災害発生時に組織的な活動を行うことは、被害を最小限に抑えることができるとともに、日頃からの研修や訓練などを行うことで、住民相互の意識向上が図られるなど重要な役割を担っております。

そのような観点から、うきは市では自主防災組織の設置に積極的に取り組んでおります。現在、158行政区のうち143の自主防災組織が設置され、組織率は91%となっております。その活動状況については、公民館等を自主避難所として開設したり、要支援者に関する情報収集や避難誘導、危険箇所の巡回など、日頃から防災・減災活動に取り組んでいただいております。また、自治協議会にも自主防災組織が設置されている地域もあり、各行政区における自主防災組織の設置指導や市の災害対策本部と行政区との中間指導調整機関として機能していただくこともお願いをしているところでございます。

次に、設置に向けた区長に対しての協力要請でございますが、まず自主防災組織の新たな設置や組織体制の更新依頼を年1回行っております。さらに、自主防災組織の代表者向けの年1回の講演会や各自主防災組織に市職員が出向いての防災講習会の開催など、様々な形で防災・減災に向け取り組んでおります。また、地域防災力強化事業補助金を令和3年度に新設し、防災資機材等の整備を進めているところであります。今後も引き続き、自主防災組織活動の強化を図りなが

ら、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 一番大事な点は、やはり全行政区において自主防災組織が組織されるということだろうと思います。ちょっと私のほうが157という行政区で理解しておりましたけども、158が、市長のおっしゃったのが正解だと思いますので、158行政区のうちの153行政区、残りの5行政区についてはまだ未組織であると。

そういうことでございますけども、やっぱりどこに行ってもそういう体制がきちっと整備されていることが大事なことだろうと思います。ぜひ、そういった組織されてないところを今後どうやって組織をさせていくかという、早急にやっていただきたいなど。

それから、その協力要請等も、ある面では自治協議会も推進していると思いますので、その辺のところをしっかりと連携をしながら取り組んでいただきたいなと思いますけど、その辺の取組についてちょっと見解をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。

現在、自主防災組織、143の組織になっております。組織率としては91%でございます。未設置のところにつきましては、自治協議会等とまた協力しながら、また市のほうからも直接、未設置のところには声掛けをさせていただいて、ぜひ100%に向けて努力はしていきたいと思っております。また、自主防災組織つくってからのほうが大事でございますので、出前講座等々の講習会、訓練等の呼びかけをしながら、自主防災組織の強化に向けてやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 一番重要なところは、内容を、結局、本当申し訳ないですけども、各行政区でつくられた組織を私、見たことがございますけど、これで本当に、当日、災害が発生したときにちゃんとして行動ができるのかなと、もう単純にどうなのかなという疑問を持ちました。やっぱり、まだ今の段階では、形式的につくればいいという感覚で組成されたものが提出されているというふうに、これ大変失礼なことでございますけど、そういうふうに思わざるを得ないような内容に私感じたことがありまして。

やっぱり組織されたものがきちんと理解をされ、そして皆さんにそういう内容が伝わっていく、そして最終的には当日行動ができるのかということが大事なことでありまして、この点ができな

ければ、たとえどんな立派な図面ができて、行動できなければ意味がないわけでありますので、ぜひどういった行動をすれば100点満点なのかということをしかり行政側としてはお伝えをしていくことが大事ではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

各行政区で作成された自主防災組織が、本当に人命を救うということになるように、生きたものに変えていく、その役割が行政にはあるのではないかな。体制表を作成するから役割分担を明確にする、そして実践訓練を行うということ、各自治協議会へ要請を因る、そういうふうにして徹底していくことが、そういう内容をまた会議の中での説明をしながら、しかりこういう被災状況を、現状を訴えながら報告をいただくということが重要ではないかなと思ひますので、この点よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと時間が過ぎておりますので、次に3番目の投票時における「投票支援カード」の活用についてでございます。

私たちが選挙のための投票行動を起こす際に、投票するのに困ることは、何から行動したらよいかとちゅうちょすることでごさいます。目や耳に障がいを持たれた有権者の方々にとっては、何かと不自由さを感じる時かもしれません。

新聞等で紹介されておりました、これは他の市町村でございますけども、四国中央市選挙管理委員会は、4月の統一地方選から投票所で障がい者や高齢者などを手助けする投票支援カード、これは資料-2につけておられますけども、作成し、投票所で活用しております。資料のとおり、イラストや文字を指さして、困っていることを伝えるコミュニケーションボード、資料-3のほうになりますけども、導入しております。

この投票支援カードは、A4判で、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れまして、入場整理券と一緒に係員に手渡すとスムーズに投票できる仕組みになっております。この投票支援カードは、具体的には投票用紙に代わり書いてほしいとか、候補者名を読んでほしい、また候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしいと、そういった6項目ほどの内容が記載されておまして、この四国中央市選管によりますと、病気やけがなどで投票用紙に文字を記入することが困難な人を支援する代理投票制度はありますが、障がい者や高齢者は意思の疎通が難しい場合もあり、スムーズに投票できないケースも見受けられております。

市では、これまで市内46か所の障がい者施設や市役所、公民館などに投票支援カードを配布して周知を因ってきたということでございます。今回初めて導入した県議選では、期日前投票所や当日の投票所にも同カードを準備した結果、28人がカードを活用して投票を行ったということでございます。

また、同県議選から投票所内で予想される困り事や手伝ってほしいことを文字で表示したA3判コミュニケーションボードを各投票所に配備をしておまして、投票者が困ったこととして、

「書き間違えた」「トイレの場所を教えて」「投票所入場券を忘れた」などのトラブルに対して、指で指すことで自分の意思を伝えることができるようになったということでございます。今回の県議選、四国中央市選挙区での投票率は、前回よりも6.77ポイント上昇し、45.28%となったということでございます。

こういうことがうきは市の投票率アップにも一役買える施策へと連動できるかもしれません。必ずしも投票支援カードを導入したことで投票率がアップされたとは断言されるものではありませんけれども、障がいを抱えた方、高齢者の方々をサポートする意義は大きいと思われまます。導入に特別な手間や費用は生じないと思われまますので、ぜひうきは市におきましても導入を検討していただきたいと考えまますけれども、市長の見解を伺いまます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、投票時における「投票支援カード」等の活用について、うきは市においても導入を検討してはどうかという御質問をいただきました。

御質問の内容につきましては、基本的には選挙管理委員会の所管事項でありますので、私から言うべきことではありませんが、選挙管理委員会事務局からの情報等を踏まえながら申し上げたいと思いまます。

議員御提案の「投票支援カード」につきましては、代理投票やそのほかの支援が必要な方が、投票所の係員に口頭で意思を伝えることが難しい場合などに、このカードに必要事項を記入して使用するものと認識をしております。現在、障がいのある方や高齢の方などに対する投票支援につきましては、投票用紙に文字を記入することが困難な方に対して代理投票という形で投票従事者2名が投票の介助を行う制度があります。また、点字での投票を行う点字投票などの方法もございまます。このような制度の利用の際には、当然ながら投票所に配置された事務従事者が適切な対応をするよう、事前に説明会などで周知をしているところでございまます。

また、これ以外の部分でも、投票所においては、支援を求め方などが不安や不快な思いをされないよう、困っているような状況が見受けられた場合には、声が掛かるのを待つのではなく、速やかに対応するよう心がけているところでございまます。今後の投票支援カードの導入に当たっては、他のコミュニケーションボードやヘルプカードなどの活用といった方策と併せて、どのような方々が支援を求められていて、それに対してどのような形を取ることが適切な手助けとなるかを研究し、また他自治体の活用状況や先進事例も参考にしながら、誰もが投票しやすい分かりやすい投票環境づくりに取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ぜひ前向きに検討をしていただきままして、誰もが自由に遠慮なく自分の選挙権利を行使できるように、そういう環境に努めていただきたいと、そういうように要

望といたしましてお願いしたいと思えます。

それでは、4番目に進めていきたいと思えますけども、軟骨伝導イヤホンの導入についてでございます。

最近の情報によりますと、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるようにするため、市役所内の市民課と福祉総合相談窓口の2か所に軟骨伝導イヤホンを導入した、こういうニュースが報道されておりました。これは資料-4につけておられますけども、導入自治体は東京都にある狛江市役所でございます。このニュースは7月の初旬、狛江市が導入したイヤホンは、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導を活用したもので、軽く当てるだけで利用できるため、頭蓋骨を振動させて音を伝える骨伝導と比べまして、装着時の痛みが少ないと言われております。通常のイヤホンのように、耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別で調整できるようになっており、片耳だけでも使える、そういうものでございます。

また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、小さな声もはっきりと聞くことができるようでございます。このため、大声で話すことによって個人の情報を周囲に聞かれるリスクを減らすことができまして、難聴者のプライバシーの保護につながると言われております。狛江市では、これまで耳が聞こえにくい人に対して、大声や筆談で対応していたと。この軟骨伝導イヤホンの導入によりまして、これまでよりも円滑にコミュニケーションを取れるようになっていくということでございます。このような器具を利用することで、市役所に来庁される障がい者の方々や高齢者の方々が、より便利に利用しやすい窓口対応になることは望まれることであります。

一般社団法人日本補聴器工業会の昨年度調査によりますと、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算しますと約1,300万人に上ると言われております。高齢化に伴い、今後さらに増える見込まれておられて、一方、同調査では、医療機器が高額なことなどを理由に補聴器所有率が難聴者の僅か15.2%しかいないことが分かっています。これは資料-5につけております。

うきは市においても、窓口業務の時間短縮も見込んで、今後は高齢者の方々などが多く利用する福祉事務所、それから保健課、市民生活課の窓口業務での配備を検討してはどうかと提案したいと思えます。

ということで、1点目には、この軟骨伝導イヤホンは、大体2万円前後で調達できる器具でございますので、窓口を導入をして、市民サービスの向上を図ってはどうかと思えます。市長の見解をお願いいたします。

2番目、3番目、説明いたしますけども、2番目、3番目の内容は、今の軟骨伝導イヤホンとは全く関係ない部分でございますので、ちょっとその点、留意していただきたいと思えます。

2点目としましては、この補聴器の購入費の助成についてでございます。高齢者の補聴器については、先ほどの軟骨伝導イヤホンに関連するものではありませんので、高齢者の補聴器購入費の補助について質問させていただきます。

難聴は、日常生活や仕事の支障を来すだけでなく、健康に及ぼす様々な影響が知られるようになり、早めに補聴器を装着して難聴に対処することの有用性が様々な場面で取り上げられております。しかしながら、補聴器は高度な技術が集積された精密電子機器で、国が定める技術基準に適合した医療機器でもあり、装着した各人の聴力に合わせて調整を行い、装着開始後も度々再調整を行う必要があるため、補聴器を装着することは金銭的負担が大きくならざるを得ません。そのため、補聴器を装着することをためらってしまう方もいらっしゃいます。

補聴器は、公的医療保険でカバーされる医療機器ではありませんので、購入は全額自己負担が基本でございます。難聴の程度が一定の条件に合致すれば、購入費用補助金が支給される制度が整っております。補聴器購入に関係する法律には、身体障害者福祉法と障害者総合支援法の2つがございます。

まず、身体障害者福祉法ですが、この法律には身体障がい者の定義や行政上の責務についての基本的なことが定められておりまして、身体障がい者の定義は身体障害者手帳の交付を受けた人となります。一方、障害者総合支援法は、どのような福祉サービスや公的助成が受けられるかを定められており、公的助成の一例として補装具費支給制度があります。難聴者の場合であれば、補聴器はこの補装具に該当いたします。聴覚の状態など一定の条件を満たせば、補聴器の購入に係る費用のうち、原則9割を国や自治体で負担してもらうことができます。これは、所得や自治体によって例外もあるようでございます。

障害者総合支援法で補聴器購入費の支給を受けられるのは、身体障がい者としての認定を受けて障害者手帳を交付された方だけですけれども、うきは市では2016年1月6日から身体障害者手帳を所持していない場合でも、軽度、中等度の難聴児の——難聴の子供ですね、言語能力の健全な発達を図るため、18歳未満——高校生以下の難聴児を対象に、補聴器の購入費等の一部について補助を始めております。

このように、障がい者としての認定を受けていなくても、18歳未満の難聴児の購入費等の一部について補助が認められるようになりつつあるということは、65歳以上の高齢者にも条件つきで、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を一部助成している自治体もあるようでございます。

65歳以上の高齢者においても、一定条件に合致する場合に限る条件で補助制度を適用し、補聴器購入に対する補助を可能となることで、社会参画の推進につながるのではないかと考えております。難聴を放置すれば、認知機能の低下にも影響が生じる場合も考えられるところであり

まして、ぜひとも高齢者の皆さん方が苦勞しないで生きていくことができる地域社会を構築していきたいと、そのように考えます。

そこで2点目としまして、身体障害者手帳の交付を受けていない方が難聴者として補聴器購入費補助の対象に、次の要件に該当する場合は助成することを提案したいと思います。その条件とは、1つに、うきは市に住所を有する満65歳以上の人。2つに、聴力障がいによる身体障害者手帳の対象者ではない方。3つに、耳鼻科の医師が補聴器の必要性を認めている場合。4つに、過去に助成を受けていない。こういう4つの点の全ての条件を満たしている人に対して、厚生労働省が認定する補聴器の購入に上限3万円を助成する施策を行ってはどうか。こういうものでございます。うきは市でも導入できないか、市長の見解を伺います。

次に3点目には、2点目で条件を満たした高齢者に対し補助を行う財源に、この住民福祉の向上を目指すというところから、過疎対策事業債充当事業で実施していくことはできないものか考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） それでは、事前通告に従いまして、ただいま軟骨伝導イヤホンの導入について大きく3つの御質問をいただきました。

1点目の市役所窓口での「軟骨伝導イヤホン」の導入についての御質問であります、「軟骨伝導イヤホン」とは、耳周辺の軟骨を振動させて音を伝える新しい技術を用いたイヤホンであります。これまでの「骨伝導イヤホン」は、音量を上げられない、周りの音が入ってくるため音が小さく感じる、音漏れも大きいといったデメリットがありました。一方、新技術の軟骨伝導イヤホンは、議員御指摘のように、音量を大きくしやすい、音漏れない、耳の穴を塞がないので耳閉感やそしゃく時の雑音を感じない、イヤホンに凸凹がないため汚れがつきにくく衛生的といったメリットがあります。

軟骨伝導イヤホンは、耳の聞こえづらい高齢者等との窓口でのコミュニケーションの手段としては大いに可能性を感じるもので、全国に先駆けて一部の市町村において窓口設置の試験導入がなされているところでございます。議員の御提案については、適切に管理すれば市民への行政サービスの一助となるかもしれません。今後、試験導入を行いました他の自治体の検証結果を調査し検討してまいりたいと、このように考えております。

2点目の65歳以上で一定の要件を満たしている方に対しての補聴器の助成についての御質問であります、難聴の方の補聴器購入に関しましては、身体障害者手帳を取得されている方に対し、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度に基づいて費用の助成を行っております。議員御指摘のように、耳が不自由になると日常生活に不便を感じたり、周りとのコミュニケーションが取りづらくなります。国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」において、難聴



は認知症の危険因子の1つとされており、認知症研究開発事業として国立長寿医療研究センターが平成30年度から行った「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の中でも、難聴と認知機能低下の関係性は一定の相関関係が確認されております。

一方、難聴になった結果として、認知症になるのかといった因果関係については、研究結果を得るまでに至っておらず、研究が継続されているところでございます。加齢による聞こえづらさや見えづらさなど、老化に伴う身体機能の低下は誰の身にも起こり得ることであり、これに対応した社会生活上の支援を行うことについては、その効果を見極めながら慎重に検討する必要があると考えております。

国の研究結果が取りまとめられ、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度を創設するよう、引き続き福岡県市長会を通じて国へ要望するとともに、国や近隣市町村の動向や、先ほどの議員御提案の「軟骨伝導イヤホンの導入」もありますので、総合的に検討してまいりたいと思います。

3点目の補聴器購入に係る助成財源として、過疎対策事業債を充当できないかという御質問ですが、過疎対策事業のソフト事業に充当できる経費につきましては、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第14条第2項の規定の中で、「住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための事業」で、市町村の過疎地域持続的計画に定められているものであれば、過疎対策事業債の充当が可能となっています。

「うきは市過疎地域持続的発展計画」では、「持続的な地域社会の形成」と「地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上」の2つを基本方針の柱に置いております。補聴器購入に対する助成事業が、これらの基本方針に合致するのか、また特別措置法にある、「住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための事業」に該当するのか、判断が難しい面がありますので、過疎対策事業債の充当につきましては、県の意見等も伺いながら検討していくことになると考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） いろいろなハードルがあると思います。実際、私の隣のおじいちゃんが、やはり難聴ということで補聴器を御利用されてあります。金額的には非常に高いものだという認識が私はなかったんですけども、大体、片耳のほうだけで、一般的に性能がいいほうだろうと思いますけれども、片耳だけで約三十数万円かかる。両耳ですと、もう五、六十万円は行くというような、そういう非常に高額な器具でございます。

やはり80歳を過ぎた高齢者の皆さんは、年金がほとんど、基本に収入としては出てくる分でございます。それで、そんなに高額な現金支給を——私も受けておりますけども、そんなに出るものではありませんで、やっぱり大きい買物になる。そういう状況の中に補助できる部分があ

れば、少しでも補助していく体制をつくっていくことが、やっぱり高齢者のそういう一番大きな大変なところに補助を行っていくのは大事なことでございます。

実際、補聴器をはめれば、全て聞こえるかという、そうではないんだと。無線放送でも、最初は分かるけれども、途中から分からなくなると。もうしっかり耳を傾けてるけれども、最初は分かるけれども、途中は全然分からなくなる。そういう非常に私たちの認識するものと実際にそういう難聴に対しての大きなハードルがやっぱりあるんだなということでございますので、私たちが少しでも、現役時代が支えていくことができるものであれば、そういうふうに前向きにしっかり取り組んで解決を図っていききたいなというふうに思っております。

そういういろんな状況を鑑みたときに、最後に市長の何か感想がございましたらよろしく願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、耳が遠くなると会話がしにくいことが原因で、コミュニケーションが取れず孤立など、生活の質が低下するという大きな課題があります。したがって、先ほどから答弁させていただいてますように、福岡県市長会についてもこの問題は大きな課題ということで、常に取り上げているところでございます。

それともう一つは、お聞きするところによると、議員御指摘のように、高価な補聴器を購入しても、聞こえやすくするための調整に数か月から数年程度かかり、その煩わしさから利用を断念するケースも多いというふうに聞いております。そういうことも総合的に見ながら、先ほど答弁させていただいたように、軟骨伝導イヤホンのことも含めまして総合的に検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 軟骨伝導イヤホンにつきましては、消耗品の立場で言いますと、そんなに高額な金額にはなりませんので、やはり行政サービスがよくなったと市民の皆様が言われるような市の窓口でありたいなと思っておりますので、ぜひとも御検討をお願い申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

御連絡を申し上げます。明日9月5日は、午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行います。

以上でございます。

本日は、これで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 3 時 57 分散会

---